

平成31年第1回鹿追町議会定例会会議録

1 議事日程第 1号

日時 平成31年3月5日(火曜日) 午前10時00分 開 議

場所 鹿追町議会議場

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程 2 | | 会期の決定について |
| 日程 3 | | 諸般の報告 |
| 日程 4 | | 行政報告 |
| 日程 5 | | 町政執行方針 |
| 日程 6 | | 教育行政執行方針 |
| 日程 7 | 発委第 1号 | 鹿追町議会基本条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程 8 | 発委第 2号 | 議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程 9 | 議案第 3号 | 鹿追町国際交流センター平成館設置条例の制定について |
| 日程 10 | 議案第 4号 | 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程 11 | 議案第 5号 | 鹿追町放課後児童健全育成事業の整備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程 12 | 議案第 6号 | 鹿追町定住促進住宅建設奨励に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程 13 | 議案第 7号 | 鹿追町賃貸住宅建設促進事業助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程 14 | 議案第 8号 | 鹿追町民間賃貸住宅家賃助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程 15 | 議案第 9号 | 鹿追町公園条例の一部を改正する条例の制定について |

- 日程16 議案第 10号 鹿追町簡易水道設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程17 議案第 11号 鹿追町布設工事監督者を配置する水道工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程18 議案第 12号 平成30年度鹿追町一般会計補正予算（第8号）について
- 日程19 議案第 13号 平成30年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程20 議案第 14号 平成30年度鹿追町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）について
- 日程21 議案第 15号 平成30年度鹿追町簡易水道特別会計補正予算（第4号）について
- 日程22 議案第 16号 平成30年度鹿追町下水道特別会計補正予算（第6号）について
- 日程23 議案第 17号 平成30年度鹿追町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程24 議案第 18号 平成30年度鹿追町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について
- 日程25 議案第 19号 平成31年度鹿追町一般会計予算について
- 日程26 議案第 20号 平成31年度鹿追町国民健康保険特別会計予算について
- 日程27 議案第 21号 平成31年度鹿追町国民健康保険病院事業会計予算について
- 日程28 議案第 22号 平成31年度鹿追町簡易水道特別会計予算について
- 日程29 議案第 23号 平成31年度鹿追町下水道特別会計予算について
- 日程30 議案第 24号 平成31年度鹿追町介護保険特別会計予算について
- 日程31 議案第 25号 平成31年度鹿追町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程32 議案第 26号 認定こども園しかおい外構工事請負契約について

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員（11名）

1 番 山口 優子議員	2 番 武藤 敦則議員	3 番 畑 久雄議員
4 番 台蔵 征一議員	5 番 加納 茂議員	6 番 上嶋 和志議員
7 番 川染 洋議員	8 番 狩野 正雄議員	9 番 吉田 稔議員
10 番 安藤 幹夫議員	11 番 埴渕 賢治議員	

4 欠席議員（なし）

5 本会議に説明のため出席したもの

町 長	吉 田 弘 志
農業委員会会長	菊 池 輝 夫
教育委員会教育長	大 井 和 行
代表監査委員	野 村 英 雄

6 町長の委任を受けて説明のため出席したもの

副 町 長	松 本 新 吾
総務課長補佐兼総務係長	津 川 修
企画財政課長	渡 辺 雅 人
町民課長	菊 池 光 浩
福祉課長	佐々木 康 人
農業振興課長	菅 原 義 正
商工観光課長	富 樫 靖
建設水道課長	櫻 庭 力
子育てスマイル課長	松 井 裕 二
ジオパーク推進室長	黒 井 敦 志
瓜幕支所長	城 石 賢 一
病院事務長	平 山 宏 照

消 防 署 長 内 海 卓 実
会 計 管 理 者 葛 西 浩 二
企画財政課財政係長 武 者 正 人

7 教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席したもの

学 校 教 育 課 長 草 野 礼 行
社 会 教 育 課 長 浅 野 悦 伸

8 農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席したもの

事 務 局 長 檜 山 敏 行

9 議会事務局職員出席者

事 務 局 長 坂 井 克 巳
書 記 高 瀬 俊 一

平成31年3月5日（火曜日）午前10時00分 開議

○議長（埴淵賢治）

ただ今から平成31年第1回鹿追町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

日程1 会議録署名議員の指名

○議長（埴淵賢治）

日程1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により3番、畑久雄議員、4番、台蔵征一議員を指名いたします。

日程2 会期の決定について

○議長（埴淵賢治）

日程2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月19日までの15日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。会期は本日から3月19日までの15日間と決定しました。

日程3 諸般の報告

○議長（埴淵賢治）

日程3、諸般の報告を行います。議長としての報告事項はお手元に配布のとおりであります。内容をご覧の上ご了承願います。次に監査委員から平成30年11月分、12月分、平成31年1月分の出納検査報告書が提出されました。その写しをお手元に配布しておりますのでご参照ください。これで諸般の報告を終わります。

日程4 行政報告

○議長（埴淵賢治）

日程4、行政報告を行います。吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

平成31年第1回鹿追町議会定例会が開催するに当たりまして、行政の諸般についてご報告を申し上げます。30年12月6日、鹿追町開町100周年記念映像制作事業に係る公募型プロポザールを行なっております。これにつきましては100周年を記念をして映像で残すということで6社からなるプレゼンテーションを行なったところであります。審

査委員9名をもって厳選に審査をした結果、株式会社HBCフレックスを契約相手として今現在契約を済ませたところであります。32年の10月には短編の納品、さらには32年度末には長編の納品が行われる予定となっております。30年12月19日、北海道教育委員会、佐藤教育長を訪問いたしまして、本町の懸案事項である北海道鹿追高等学校への看護学科の誘致につきまして協議をしたところでありますけれども、当日、教育長とは、これまで行なってきた専修型の5年制による学校、看護学科につきましては、非常に困難というか厳しい問題、あるいはさらに期間がかかるのではないかと。つまりこれからの5年制のものについてはやはり全国的に短大の移行等も考えているだけに北海道としてもその方向で考えるということであります。そうなりますと本町が4年間、これについて活動をしてきたわけでありまして、さらに時間がかかるということから、コース制への移行というか、発展的そういう方向転換をしてはどうかというお話もございまして、これについては私も持ち帰って十分に内部的に協議をしたいということで帰って来ております。さらに2月の20日には相馬高等学校局長ともこれについてさらにお話し合いをしてきたところであります。30年12月19日、陸上自衛隊鹿追駐屯地維持拡充に係る陳情要請を行なったところであります。これにつきましては当日、田浦方面総監をはじめ各部局の代表といろいろとお話をさせていただいたところでありますけれども、本町としてはこれまでどおり500名以上のおお隊員の常駐が望ましいということで演習場を抱える駐屯地としては最低の要求というお話をさせていただいたところであります。これにつきましては、防衛大綱の見直しが既に昨年12月に行われておりまして、今後さらに内容等については詰めていくということでもあります。今の…としては、あるいは私どもに入ってくる話では若干の増員も行いたいというお話をいただいておりますけれども、やはり10カ年の防衛大綱の中での実行でありますからこれについて言葉通りですね、あるいは今現在の状況通り速やかに実行するようにお話をさせていただいたところであります。31年の1月9日、現在行われている水素サプライチェーン等々についての打ち合わせを今の実施をしている鹿島建設、あるいはエアウォーターの代表とお話をさせていただきました。これにつきましては27年から31年5月まで5年間で水素に関する実験等々を実証実験を行なっているわけでありまして、さらに今の状況からですね延長していただきたい。そしてやはり初期の目的をですね十分達成できるような、そういう研究結果を終えてほしいというお話をさせていただいたところであります。これにつきまして打ち合わせ内容としては、さらにですねこの利用の拡大を図っていくために、各町でのモデルとしての水素

ステーションの普及、これについては鹿追町、帯広市、あるいは北海道では弟子屈町、今、環境省としては広尾町も視野に入れてですね、今、考えているということもありまして、これらについてお話をさせていただいたところでもあります。あるいは水素吸蔵合金を活用した水素の供給、これは水素を移動させるための方法としての合金を使つての実験をこれからしていこうということでもあります。あるいはFCトラクターの導入可能性の調査、今、フォークリフト、本町にも入っておりますけれども、これについてさらに普及をさせていくという実験を行なつてほしいという要請をさせていただいたところでもあります。31年1月18日、第39回の全国中学校スケート大会に本町から鹿追中学校、瓜幕中学校等9名が参加をしているところでもあります。成績については、私のほうにですね報告をいただいておりますけれども、今、資料を持っておりませんので、また後日、成果等々のご案内を申し上げたいというふうに思っております。1月21日、鹿追高等学校看護学校誘致期成会の役員会を実施をしておりますけれども、これについては先ほど申し上げた道教育委員会との打ち合わせの結果ですね、私もやはりこれ以上時間をかけるということについてはいろいろ問題もあると同時に、今の鹿追高等学校の普通科等々がですね着実に維持できていくのかについては、若干の生徒の減員等々も傾向として出ていることからコース制の移行を考えたいということで、これをテーマにしての役員会を実施をしたところでもありますけれども、役員会としてはこの方向に了解をいただきまして今後この内容でのさらなる北海道、あるいは鹿追高校への働き掛けをしてまいりたいと、このように考えているところでもあります。1月の24日、農林水産省の高野政務官が来町をしております。これについては今のFIT等々、バイオガスプラントの環境をですね等々についての見聞を広めるという意味で私はお出でになったというふうに思っておりますけれども、政務官の外にですね、農林水産省の大臣官房の木下審議官、あるいは食料局の片貝バイオマス循環資源課長等々が一行、10名で本町にお出でになっているところでもあります。これについては私のほうからですね今のバイオマスプラント等々の置かれている現状、さらには十勝のですね置かれている状況等もお話をさせていただきまして、やはり家畜ふん尿をマスとするバイオマス事業については、これは単にエネルギーのうんぬんということではなくて農業の置かれている現状の支援であるということ。つまりEPA、FTA等々ですね今日そうしたものが出来たわけでもありますけれども、今後そうしたことにおける影響等々考えると、やはり農業に対する支援としてこれをしっかりと農水として続けていただきたいというお話をさせていただいたところでもあります。これについては高野政務官のほうからしっかり

と受け止めてですね、関係省庁と調整を図りたいということをお答えとして得たところ
あります。さらにですねバイオマス資源課長のほうからも農林水産省として経済産業省な
ど各関係省庁に対してのお話もさせていただきたいという回答を得たところでありま
す。1月の25日、2019年しかりべつ湖コタンの開村式が行われております。ご案内のと
おりでありますけれども、開村式には80名の方がですね参加をしてですね今年も非常に
今現在、入り込みもいいようでありまして期待のもてるところでございます。2月の4日、
環境省、地球温暖化対策国民生活対策室、磯辺室長がお出でになっております。これにつ
いては本町から派遣をしている職員の上司ということもございまして今年で2年間の派遣
期間が終わる予定のお礼と兼ねてですね今後の環境省と本町との、今、行なっている事業
等々についていろいろと話を詰めさせていただいたところでございます。2月の7日、8
日、両日にわたって陸上自衛隊第1空挺団を囲んでの交流会、あるいは団長の訪問を受け
たところでございます。残念ながら予定の日にはですね天候の関係で降下できなかったわ
けでありますけれども、後日ですね9日の日に好天に恵まれて予定通りの降下ができたと
いうことでありまして、89名の隊員が降下をされたと。団長のほうからも大変ありがた
いということで謝辞が述べられたところでございます。2月の12日、農業農村整備に関
する意見交換会が札幌でございました。これは農林水産省の31年度の農業関係の予算に
ついての説明ということで私も北海道農地拡大のですね再編委員会の代表として出席をし、
予算の確保についてのお礼と併せて当初予算への問題等々、あるいは補正予算への期待
等々についてお話をさせていただいたところでもあります。31年の予算については農地再
編の関係についてはですね118%ということで、予定以上の予算が付いておりますし、
農業全体としても非常に高い位置付けでの予算の確保がされているということでありまし
て、この予算については政権が代わる前のところにほぼ補正予算を入れるとですね若干上
回る程度の予算になってきているということでありまして、今後、当初予算での確保ある
いはそれ以上のですね補正も含めてさらに増やしていただきたいというお話もさせてい
ただいたところでもあります。2月の17日、第45回の鹿追町のスキー大会を実施をしてお
りますけれども、雪が少なくてオープンが遅れましたけれども新しいロッジ等々利用する
中で盛大に開催をされ、当日はですね選手だけで31名の参加を得たところではござい
ます。2月の22日、帯広高等技術専門学院の学院長さんがお出でいただきまして要請を受けて
おります。これはいわゆる今の高等技術専門学校に学ぶ子たちはですね非常に経済的に厳
しい状況の中で2年間の訓練を経ているということでもありますけれども、これについては

鹿追高校からも本年ですね3名が入校する予定になっておりますけれども、これらについての経済的な支援をお願いをしたいということでありまして、今、大学、専門学校等々に対する貸付金が、事業がですね実施をされておりますけれども、これらについての拡大をしていただきたいという要請を受けているところでありまして、これについては何とか本町でも支援をしていく方向で今検討しているところでございます。2月24日、鹿追公民館瓜幕分館祭等々が実施をされておりますけれどもこれは非常に盛況にですね当日は約242名のご参加を得て地域の公民館、芸能発表等々、非常に盛大に行われたということでもあります。2月の27日、第15回のスマートエネルギーWeekの開会式ということで、これは東京のビッグサイトですね。毎年バイオ関係の事業としての展覧会が行われているわけでありまして、これについてはバイオガス展、風力発電展、水素燃料電池展、太陽光あるいは資源のリサイクルといったようなことで世界からですね出展があったということで全体としては1,500社の出展のもとで期間中に7万人の来場を得るということでの事業が実施をされております。本町のバイオプラントの関係につきましては…の仕組みをもって当日、プレゼンテーションが会場で実施をされたということでありまして、私もテープカットにですねテープカッターとしての参加を要請されておりましたので行ってその役割を果たしてきたところでもあります。3月の2日、鹿追町男女共同参画講演会等々が行われました。男と女は分かり合えるか。ジェンダー問題についてのお話でありましたけれども、いずれにしても社会の中で男女がやはり共同して社会を、そして国づくり、まちづくり等々を行なっていく上でそうした理解がしっかりと高まっていく風土がですねできることが望ましいというお話がございました。以上、行政の諸般についての報告に代えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（埴淵賢治）

これで行政報告を終わります。

日程5 町政執行方針

○議長（埴淵賢治）

日程5、町政執行方針を行います。吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

平成31年第1回鹿追町議会定例会が開催されるにあたりまして、町政の執行について方針を申し上げます。ご案内のとおり本年は統一地方選挙の年であります。また現天皇の御退位が4月末日とされておりますことから平成最後の定例議会となります。こうしたこ

とから平成31年度当初予算は骨格予算編成となっておりますことをまずもってご理解いただきますようお願いをします。さて、平成30年度を少し振り返ってみますと春先からの悪天候に加えて胆振東部地震、それに追い打ちをかけるようにブラックアウトと想像を超える自然災害の多発した年であったと考えるものであります。しかし、こうした中、本町の基幹産業であります農業をはじめ、観光、教育からなるまちづくりが順調に推進できましたことは、町議会議員各位をはじめ各関係機関、町民皆さまの限りない郷土愛に支えられた結果と衷心から感謝と敬意を表する次第であります。明けて、今年はいよいよ新天皇の即位とともに新しい元号となるのは確実となっており、さらに2020年には鹿追町開町100年記念式典と東京オリンピック開催の年となっていることから期待と緊張が複雑に交錯する年度と言えるのではないのでしょうか。かかる状況下にあっても町民皆さまとともに心をつなげて、英知と想像性に満ちた活力あるまちづくりにまい進しなければなりません。「昨日を送りて今日を迎え、今日を送りて明日を迎える、人生100年かかのごとし」と言われるように一見ごくごく平凡とも思える中に喜怒哀楽の人間模様が描かれているこの世界で、どんなまちづくりが町民の幸せにつながるのか、議会の皆さまのご指導をいただきながら、私にとっては職員とともに最後の予算編成であります。「良かれ世になれ」と願いつつ平成31年度予算の説明をさせていただきます。以下諸般について申し上げます。

当初予算及び財政状況について申し上げます。予算の規模は、一般会計が86億1,600万円、前年度対比30.3%、20億500万円の増、6特別会計を加えて全会計の総額が112億3,007万円となり、一般会計においては当初予算として過去最大の規模となっております。主たる要因としては、継続事業である中鹿追地区国営農地再編整備事業繰上償還で7億5,000万円、認定こども園整備事業で9億2,400万円、再生可能エネルギー導入・活用事業で5億1,500万円等が加わったことによるものであります。歳入では、前述の大型事業が加わったことにより、分担金で前年度大幅増の3億2,900万円、国庫支出金では、同46.6%増の4億7,000万円を計上いたしました。また、諸収入についても、同68.5%増の7億7,000万円、繰入金は同85.9%増の10億1,300万円、町債は同145.7%増の13億4,000万円を計上したところであります。歳出では、工事請負費で11億5,200万円の増に加え、負担金で7億1,200万円の増となっております。さらに本年10月予定されておりますが消費税率の引き上げを見込み、投資的経費や義務的経費が全体的に増加している状況にありま

すが、経常経費については前年度当初予算と同規模となっております。本町の財政状況は、各種関係数値が示すとおり健全性を維持しておりますが、経常収支比率につきましては、前年度対比0.8ポイント増の80.3%となりましたが、管内市町村の平均を6.7ポイント下回っており、健全な財政状況に現在も位置をされているところであります。財政健全化法に基づく平成29年度の実質公債費比率は、前年度対比0.6ポイント増の8.6%、将来負担比率は同2.5ポイント減のマイナス11.1%であります。今後におきましても、健全性を維持をしながら、計画的で効率的な財政運営に努めてまいります。

次にまちづくり関係について申し上げます。本町は、「第6期総合計画」に基づき、本町ならではの地域特性を踏まえ、農業・観光・教育の3本柱に福祉・医療などの枝葉を広げつつ、地域活性化の方策を講じてまいります。また、平成27年度に策定をいたしました、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」につきましては、来年度が計画の最終年となっていることから、国等の動きと歩調を合わせながら、これまでの取り組みの成果や課題の検証を進め、新たな展開に向け準備を進めてまいります。再生可能エネルギー関連事業では、平成29年度からの環境省の補助事業により進めております役場、町民ホールを中心とする公共施設エリアに、太陽光発電及び地中熱を活用したエネルギーシステムの導入を図る、自営線ネットワーク等を活用した再生可能エネルギーの最大導入、活用事業を進めてまいります。国際交流では、2020年に姉妹提携締結35周年を迎えるストニイプレイン町との交流を中心に、新たに整備をいたしました、「国際交流センター平成館」を活用した住民交流や、長期滞在体験事業などにより、さらなる国際交流の促進を図ってまいります。陸上自衛隊鹿追駐屯地維持拡充につきましては、平成30年12月に、「平成31年度以降に係る防衛計画の大綱」及び、「中期防衛力整備計画」が閣議決定され、多次元統合防衛力の構築のほかに、地域との連携強化及び地域特性と地元経済への配慮が掲げられております。鹿追駐屯地においては、新大綱の中で隊員が若干増員となると伺っているところでありますが、これらの実効性については引き続き町議会、関係諸団体、町民皆さま及び警備地区のご理解とご協力をいただきながら拡充運動を進めてまいります。都市と農村の交流事業では、東京都台東区との間で結ばれた「産業分野」及び「環境分野」における連携協定に基づき、「ふるさと交流ショップ」への出店など連携交流事業や、町内小学生の台東区派遣事業などを通してさらなる交流を進めてまいります。また、協働のまちづくり関係では、広報広聴の充実を図り、広報誌、地域マネージャー制度、町民皆さまとの対話、さらには、「地域のつながり活動助成制度」によりまして、引き続き、行政区による地域活動を

促進し「地域自治力」を育み、暮らしやすい地域づくりを支援し地域コミュニティ活動活性化を進めてまいります。行財政改革につきましては、住民ニーズが多様化・複雑化する中で、効果的、効率的な行財政運営を進めるために、行政自身のスリム化・公共料金の見直し等を進めてまいりたいと考えております。

町民課関係について申し上げます。町税につきましては、町民皆さまの深いご理解の下、高い収納率を維持しております。安心して暮らせる社会を支えるために必要不可欠な対価である税について、さらに理解を求め、公正・公平を図り、課税・納税を推進してまいります。防災・防犯・交通安全関係につきましては、町民皆さまが悲惨な事件・事故に遭遇せず、平和な日々を送ることができるように、地域住民のご協力をいただきながら、関係機関との連携を図り、安心・安全なまちづくりを推進してまいります。生活環境関係では、最終処分場が満了期間が迫っていることから広域化共同処理に移行に向けた、ごみ分別等々を住民に対する理解と協力を求めるとともに、混乱が起きないように、計画的な事業を進めてまいりたいと思っております。戸籍窓口関係につきましては法令遵守の下、適正な事務処理を行うとともに、親切・丁寧な対応を心掛け、総合案内窓口として行政サービスの向上に努めてまいります。

瓜幕支所関係について申し上げます。瓜幕地区の振興につきましては、ウリマックホールを核とした、ライディングパーク、道の駅うりまく、うりまく夢創造館等各施設を活用しての自治活動やサークル活動、さらにはパークゴルフ場や乗馬体験等、馬に関する各種イベント等、年間を通しての利用促進を図り、地域活性化に努めてまいります。また、節目となる第20回エンデュランス馬術大会が開催されることから、引き続き町としても支援をしてまいりたいと考えております。

農業関係について申し上げます。平成30年度の本町の農業は、6月、7月の長雨など天候不順や9月の胆振東部地震によるブラックアウトで停電となり搾乳作業が不可能となる等の災害にも見舞われましたけれども、農業生産額は史上2番目の226億2,400万円となりました。困難な状況の中で、このような結果を出された農業者皆さまのご努力と、関係機関のご尽力に改めて敬意を表する次第であります。平成31年度につきましてもこれまで町が進めてまいりました、国営、道営による農業基盤整備や町営牧場の整備、各種補助事業などについて引き続き実施をしてまいります。しかしながら、農業を取り巻く環境は、アメリカを除く環太平洋連携協定TPP11が平成30年12月30日、日欧EPAが2月1日にそれぞれ発効し、今後どのような影響を及ぼしてくるのか不透明な状

況にあります。これらの情勢に関わらず、国際競争を見据えた足腰の強い農業の確立に努めてまいります。農政、畜産関係では、国内農業の体質強化に向け、国の予算が重点配布されており、国、道及び関係機関・団体と連携を取りながら迅速な対応を図ってまいります。またJAと連携した農業支援の継続と経営の安定化、競争力強化の取り組みを推進してまいります。町営牧場については、草地更新など整備を行い、引き続き生乳生産の増産体制を支援してまいりたいと考えております。中鹿追及び瓜幕バイオガスプラントにつきましては安定かつ適正な運営とともに、各余剰熱利用の活用を進めてまいります。また3基目のバイオガスプラント整備につきましては、検討を進めているところでございます。中鹿追バイオガスプラントで進めております環境省による水素サプライチェーン実証事業につきましては引き続き協力を申し上げていきたいとこのように考えております。また干しいもをはじめとする農業の6次産業化を推進し、加工品の生産販売に取り組んでまいりたいと考えております。新規就農・労働力対策につきましては、町、農業委員会、JA等関係機関による検討・協議を継続してまいります。

農業委員会について申し上げます。農業・農業者の公的な代表機関として、農地の確保と有効利用、意欲ある担い手の育成・確保など、農業経営の支援に向けて関係機関と一体となって、農地行政を進めてまいりたいと考えております。新規就農・担い手対策につきましては、今後の方向性を見据えて、関係機関及び諸団体の皆さまとの協議を引き続き進めてまいりたいというふうに考えております。また、農業や農地に関する相談、農業者の生活の安定と福祉向上のための農業者年金の加入促進を図ってまいります。

保健福祉関係について申し上げます。保健事業につきましては、町民皆さま自身の健康状態に意識や関心をもってもらうために、特定健康診査の受診率向上に努め、検査項目を充実させるとともに、健診結果や健康医療情報の分析によって、効果的な保健事業を推進してまいりたいと考えております。国民健康保険事業につきましては、平成30年度から北海道が財政運営の責任主体となり、市町村とともに運営を行なっていることから道としての共通認識の下、効率的な事業により安定化を図ってまいりたいと考えております。子育て支援では、妊娠、出産、子育てを応援する切れ目のない子育て支援対策に加えて、昨年度実施をしております育児パッケージ事業を引き続き実施をし、きめ細やかな育児支援を努めてまいります。高齢者福祉につきましては、地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域医療機関、社会福祉協議会等と連携しながら推進してまいります。障がい福祉につきましては、障がい福祉計画に基づき、支援体制の充実や自立支援協議会の活性化を図って

まいります。また、町民の健康づくりと交流の場として平成30年にオープンいたしました「交流センターみないる」では、高齢者はもとより町民の健康づくりの場として引き続き活用を進めてまいりたいと考えております。

子ども・子育て関係について申し上げます。子育て環境は保育ニーズの多様化により大きく変化しており、これまで以上のきめ細やかな対応が必要となっております。国においては、「幼児教育・保育の無償化」を10月から実施をする予定であり、本町におきましても町独自の無償化、これまでどおり実施をするとともに、国とともに子育てしやすい環境を作っていきたいと考えております。現在進めております「認定こども園しかおい」の新園舎も今年10月に完成をしますことから、1つ屋根の下で「教育・保育」が開始をされ、職員一同、保護者の皆さまとともに鹿追町の宝であります子どもたちの子育てに取り組んでまいります。また発達障がい、療育を必要としている子どもたちへの支援につきましても、一人一人へのきめの細かいアプローチによりまして、医療・教育機関とさらなる連携を図り進めてまいります。

商工観光関係について申し上げます。観光につきましては、然別湖・糠平湖間の道路が平成31年の春先から開通となる予定であり、減少傾向にあった観光客の入り込みに期待をもてることから、然別湖を核とした豊富な観光資源を活用し誘客促進を図ってまいります。また、然別湖周辺道路における、未整備区間の拡幅等改修につきましても、引き続き関係機関に要請活動を展開してまいります。商工業につきましては、商店や事業所などの安定を図るため、鹿追町商工会と連携し、鹿追町くらし応援事業をはじめ、商工業振興に係わる各種事業の支援に努めてまいります。チョウザメ事業につきましては、4カ月間にわたり東京湾のレストランシップ「ヴァンテアン号」においてメイン料理として扱っていただき、大変好評であったことに加えて、本町のチョウザメを使ってみたいという問い合わせも次第に多くなって来ております。このことから、2年連続で成功しているふ化事業を継続し、安定供給を図るとともに、今後を見据えた販路拡大、あるいはキャビアを含めた加工品等の商品化においても取り組みを進めてまいりたいと考えております。農村青年会が実施をしておりますマンゴー栽培につきましては、高品質のものが多く出荷をされるようになってきておりますけれども、今問題として湿度が不足しているということからハウス内のバランスのとれた維持管理ができるように今年はそうしたことについても配慮をした整備が必要ではないかというふうに考えているところであります。陶芸につきましては、鹿追焼がさらに多くの方に知っていただき、販売拡大へとつながるよう取り組んでまいり

ます。この陶芸についてもですね職員が大変努力をしております。国内における高いレベルでの展覧会にも出品をした素晴らしい成果を生んでいるところでありまして、できるならば本年はそうしたことについてもですねやはり販売に有利なそういう製品を作っていくということも加えて考えていきたいというふうに思っております。ふるさと納税につきましては、これまで以上に鹿追町を応援していただけるように、さまざまな媒体や各種イベントを活用し宣伝活動に努めてまいります。

ジオパーク関係について申し上げます。ジオパークの活動が、町を豊かにし、地域の価値を高めることを目指し、地域特性の科学的根拠の解明を進め、各関係機関の連携強化を進めてまいります。これらの活動を通じた地域特性の解明は、教育や人材育成に役立つとともに、地域振興と防災・減災につながると考えておりますので、ジオパーク活動のさらなる充実に努めてまいりたいと考えております。あるいは大雪山国立公園が日本遺産に認定をされました。こうしたことも連携していく必要があるかというふうに考えております。

建設関係及び公園・花係について申し上げます。道路関係につきましては、安心・安全で常に通行していただけるよう適正な維持管理に努めると同時に、改修・修繕を順次進めてまいります。また、橋りょう等道路構造等に関しては、昨年に引き続き長寿命化計画を基に事業の早期完了に向け実施してまいります。国道、道道につきましては、国道274号「瓜幕事故危険区画事業」の中心部となるJA交差点付近の工事が完了しますが、引き続き未改良区間工事と、昨年来より要望しております防雪対策区間の解消に向けて、積極的な働き掛けを実施してまいります。道道路線についても未改良区間等もあることから引き続き要望してまいります。住宅関係につきましては、長寿命化計画を基に引き続き、老朽化した公営・町営住宅の廃止も含めまして改修及び改善、住環境の整備を進めてまいります。公園関係につきましては、上幌内の「展望の丘公園パークゴルフ場」が、平成30年に完成をし、多くの方々にご利用いただけているところであります。多目的ハウスも完成し、今後においては利用促進の相乗効果が期待されるところであります。花係につきましては、魅力ある情報発信と新会員の発掘、また、「花による美しい町と元気で活力ある豊かな景観づくり」の推進を継続的に進めてまいります。水道関係につきましては安心して利用していただける水の供給・水質の維持管理に努めてまいります。下水道につきましては、平成30年に引き続き然別湖畔浄化センターの長寿命化計画に基づく機器更新及び個別排水処理施設設置事業の継続により、町内のどこに住んでいても質の高い快適で清潔な

生活ができるよう努めてまいります。

消防関係について申し上げます。平成30年は、大阪北部地震を含め西日本豪雨、北海道胆振東部地震など、想定を大きく上回る自然災害が多発するなど、その態様は複雑・多様化しております。また、広大な北海道で発生をした大停電ブラックアウトは記憶に新しいところでございます。このような状況を踏まえて、迅速かつ的確に対応できる体制を確立するため、各関係機関との連携を強化し、町民の皆さまが安心・安全に暮らせるよう、さらなる消防防災・危機管理体制の充実強化、火災予防対策の推進に努めてまいります。

学校教育について申し上げます。文科省の研究開発校の指定を受け推進してまいりました幼小中高一貫教育も着実にその成果を挙げ、平成30年度からは新たな枠組みの中で再スタートいたしました。平成31年度も子どもたちがこれからの社会を生き抜くためにより必要とされる「英語教育」や「環境教育」を中心とした本町の特色ある一貫教育を継続してまいりたいと考えております。またこれまで先ほども申し上げましたけれども4年間実施をしてきました5年制の看護科につきましては、方向を発展的に変更したコース制の導入実現に向けて努力をしてまいりたいというふうに考えております。また、平成30年度から町内全小中学校に導入いたしましたコミュニティ・スクール、「学校運営協議会制度」につきましても、学校や地域、家庭と密に連携し、それぞれが抱える課題を効果的に解決できるよう展開をしてまいります。

社会教育について申し上げます。町民皆さまが「学び」を通して、夢や生きがいをもって暮らすことができるよう、町民ホール・神田日勝記念美術館・図書館などの生涯学習施設や人材・情報など地域にある学習資源を有効に活用しながら、生涯学習活動を推進する環境整備と各種文化団体の育成支援に努めてまいります。また「鹿追町新図書館建設検討委員会」と連携を図りながら図書館の整備に向けた調査検討を進めてまいります。スポーツ振興につきましては総合スポーツセンターや健康温水プール等の拠点施設を活用し、町民ひとり1スポーツの推進に加えて、体育連盟や各スポーツ少年団の育成支援に努めてまいります。さらに、総合グラウンド内のトイレ整備等、スポーツ関連施設の環境を整えて、町民皆さまが安心安全に利用できるよう学びの環境の充実を図ってまいります。

町立国民健康保険病院関係について申し上げます。町立病院の経営を取り巻く環境は、医師・看護師不足など依然として厳しい状況にあります。当病院では通常診療に加え、夜間診療や専門科診療を継続して実施するとともに、疾病予防や早期発見、治療、リハビリを効果的に結びつけ、適切に医療を提供してまいります。町民皆さまが住み慣れた地域で

安心して生活ができるよう、信頼される病院づくりに一層努めてまいります。なお今現在、今年定年を迎える医師等々については全力で後任を探す努力を続けていることをお話をさせていただきます。

結びに以上、平成31年度町政執行方針について述べてみましたが、冒頭申し上げましたとおり、今年は統一選挙があることから骨格予算となっております。しかし現在進行中の事業につきましては、金額の多寡にかかわらず原則予算化したところであります。確かな経済の上に充実した福祉の実現、即ち「生きて、生きるまちづくり」は、町議会議員の皆さま、各関係機関団体の皆さま、職員の皆さま、ひいては町民の皆さまの限りない郷土愛に支えられて着実な推進が図られてきたと考える次第であります。しかし住民ニーズは止まることはありません。行政はそれに応える義務がございます。私たちは心を一つにして、道を誤ることなく果敢に前進をしなければなりません。私は町長として職責を担わせていただいた20年間、このことを忘れることなく自らを叱咤激励しつつ仕事をさせていただきましたが、満足をいただけるだけの内容ではなかったことも数多くの反省をするものであります。私は今期限りをもって退任をいたしますけれども、議員の皆さま方におかれましては、引き続き町政の中核にあつて町民の幸せ実現のために一層の努力賜りますようお願いを申し上げて説明に代えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（埴淵賢治）

ここで暫時休憩といたします。再開は11時10分とします。

休憩 10時58分

再開 11時10分

○議長（埴淵賢治）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程6

教育行政執行方針

○議長（埴淵賢治）

日程6、教育行政執行方針を行います。大井和行教育長。

○教育委員会教育長（大井和行）

平成31年第1回鹿追町議会定例会にあたり、教育行政執行の方針を申し上げます。少子高齢化の進行やAI（人工知能）技術の急速な発展、グローバル社会の進展など、これから先の20年後、30年後には私たちが経験したことがない社会が到来すると言われていいます。そのような中、これからの未来を担う子どもたちにはどのような社会になっても、

状況に対応して情報を収集、判断、発信する力、時代の変化に対応できる力の育成が求められています。平成15年度から文部科学省の研究開発学校の指定を受け推進してまいりました幼小中高一貫教育も着実にその成果を挙げ、今後も子どもたちが複雑な社会を生き抜くためにより必要な「英語教育」や「環境教育」を中心とした本町の特色ある一貫教育を継続して進めてまいります。また、学校における教員の働き方改革については、「鹿追町立学校における働き方改革推進プラン」に基づき、保護者や地域住民の理解を得ながら、教員が本来担うべき業務に専念できるよう適切に対応してまいります。以下、学校教育、社会教育の順に教育行政方針の主な取り組みについて申し上げます。

最初に学校教育の推進について申し上げます。はじめに、「確かな学力の育成」について申し上げます。昨年度の全国学力学習状況調査結果では、小学校においては、国語・算数ともに全国の平均を下回る結果となりましたが、理科については全国平均を上回る結果となりました。中学生については数学に課題がありましたが、国語に関しましては全国平均を上回る結果となり、理科についてはほぼ全国平均と同様の結果となりました。各学校においては、これらの成果と課題を踏まえ、継続的な検証と授業工夫改善を実施し、家庭や地域と連携し発達の段階に応じて、自ら家庭学習に取り組む習慣を形成する取り組みを進めてまいります。特別な配慮を必要とする児童生徒や不登校の児童生徒への教育については、学校・保護者・関係機関が連携し、今年度から各学校を巡回するスクールカウンセラー制度の有効活用を図り、一人一人の教育的ニーズに応じた指導の充実に努めてまいります。次に、「幼小中高一貫教育の推進」について申し上げます。幼少中高一貫教育につきましては、昨年度から新たな枠組みの中でスタートしておりますが、今年度においても来年度から導入されます新たな学習指導要領の改訂内容を踏まえ、各種交流事業を通し、13年間を見通した系統性・連続性を持たした教育の推進に努めてまいります。英語教育では、町内の小学校を巡回する英語専科教員や町が配置する日本人外国語教諭、外国語指導助手を引き続き各学校に派遣し、小学校教員の指導力の強化と子どもたちのさらなる英語力の向上に努めてまいります。環境教育ではE S D（持続可能な開発のための教育）の視点から、「とちろ鹿追ジオパーク」との連携を強化し、本町の自然や環境、防災、エネルギー、文化などに対する意識の向上と知識を深め、具体的な活動や体験など他者と積極的に関わりを持ちながら、主体的に問題を解決する資質や能力を育成いたします。I C T（情報通信技術）を活用した教育では、各小中学校に導入した実物投影機やタブレット端末等の情報通信機器を活用した学習活動等のさらなる推進を通して、情報活用能力を育むとともに、

来年度から実施される小学校でのプログラミング教育の円滑な導入に向けた研修会を開催し、教員の指導力の向上に努めてまいります。次に、「豊かな心と健やかな身体の育成」について申し上げます。体力の向上につきましては、平成30年度全国体力・運動能力調査結果では、小学生の男子は「ソフトボール投げ」や「20mシャトルラン」など8種目中5種目において全国平均を上回る結果となりましたが、女子は全ての種目において全国平均には及びませんでした。一方、中学生の男子は、8種目中全ての種目で全国平均を上回る結果となり、女子は「握力」や「上体起こし」等に課題があったものの、全体的には全国平均を上回る結果となりました。今後も体育・保健体育科の授業はもとより、日常において体力の向上が図られるよう努めてまいります。いじめの防止や不登校児童生徒への支援については、「鹿追町いじめ防止基本方針」に基づき、アンケート調査による実態調査や情報収集による早期発見を基本として、各学校での主体的な活動を通じて未然防止の取り組みを徹底してまいります。学校給食につきましては、「鹿追町学校給食危機管理対応マニュアル」に基づく安心安全な給食の提供を最優先し、地元食材の有効活用などによる地産地消の推進と「鹿追町学校給食食物アレルギー対応マニュアル」に基づく食物アレルギー対応の一層の充実に努めてまいります。次に、「地域とともにある学校づくりの推進」について申し上げます。昨年度、新たな学習指導要領の最重要課題である「社会に開かれた教育課程」を実現するための手段として、町内の全小中学校と中学校区ごとにコミュニティ・スクール「学校運営協議会」を設置し、学校と地域住民・保護者が一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校づくり」を推進してまいりました。今年度につきましても、学校教育と社会教育が連携し地域や保護者、学校と一体となり子どもたちを支える仕組みづくり継続して取り組んでまいります。

次に、社会教育の推進について申し上げます。平成30年度から平成34年度を期間とする「第4次鹿追町生涯学習中期計画」が2年次を迎え、計画の理念であります「夢と生きがいを持ち、未来をきずく人づくり」のため、子どもから高齢者までが自ら学び、行動し、心豊かに地域社会の維持と発展に携わることができるまちづくりを進めてまいります。具体的には、活動の核となる町民ホールや総合スポーツセンター等の学習施設の整備と活用を推進し、生涯にわたり健康で生きがいを持てるように、多様な学習サービスの質の向上とニーズに対応した学習機会の提供に努めてまいります。また、ふるさと鹿追の風土を学ぶ「とちろ鹿追ジオパーク」事業につきましては、町担当部局と連携し、推進を図ってまいります。個別の取り組みでは、家庭教育は「生きる力」の基礎的な資質や能力を育成

するもので、子どもと親の絆の形成に始まる家庭との触れ合いを通じて、子どもたちの明るい笑顔を守り、未来を育むために重要な役割を果たしています。今後もより一層、学校・家庭・地域が連携・協働し、「鹿追町すくすく運動」等により、子どもたちの育成に取り組んでまいります。少年教育につきまして、少年期は豊かな人間形成を図るためには、大変重要な時期であり、本町では地域子ども会育成連絡協議会などと連携し、地域の特性や資源を生かした学習・体験・交流等の機会を提供し、健全な心と体の育成に努めてまいります。青年教育につきまして、次の時代を担う青年期は、子どもから大人へと大きく成長する時期です。本町では青年活動の母体でもあるピュアモルトクラブを中心に異業種や世代間の交流の他、ボランティア活動・学習会・イベント等が開催されています。今後もピュアモルトクラブと連携して青年教育の充実を図ってまいります。成人教育につきまして、学校教育で習得した知識、技能の基盤のうえに、社会生活に必要な各種学習の機会を提供するとともに住民のニーズに応じた学習の開催や人材の育成に努めてまいります。また、女性の知恵と熱意で、明るく豊かなまちづくりを目指し実践している女性まつりやボランティア活動などの支援を進めてまいります。高齢者教育につきましては、価値観が多様化する中で、社会参加活動や学習活動を通じて、心の豊かさや生きがいの充足が求められています。生涯にわたって学習活動を行うことができるようにニーズにあった学習機会の提供とこれまで培った豊富な知識と経験を生かせる場の確保に努めてまいります。芸術と文化につきましては、人々に感動や生きる喜びをもたらして人生を豊かにするもので、その果たす役割は極めて重要です。今後も文化連盟や町民ホール事業実行委員会と連携しながら、学習成果の発表や芸術鑑賞事業など、さまざまな芸術文化に触れる機会の充実を図ってまいります。神田日勝記念美術館につきましては、常設展「神田日勝－未完のキャンパス」と「神田日勝の隠れた名品」を開催、さらに翌年開催予定の神田日勝没後50年記念巡回展のプレ展覧会として「没後50年プレ企画展」を開催し、神田日勝の画業の顕彰と優れた芸術鑑賞の機会を提供致します。図書館につきまして、読書は新たな知識や情報が得られるだけでなく、読解能力を高め、表現力を豊かにし、感性や創造力を育てるものです。読書活動を推進するため、子どもから高齢者までが気軽に利用できる環境の整備に努めます。また、新しい図書館の整備に向けて、「鹿追町新図書館建設検討委員会」と連携を図ってまいります。文化財保護につきまして、文化財は、歴史・文化等の正しい理解のために欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすもので、これを後世に伝えていくことが必要です。地域の郷土史を学習する上でも郷土資料保存館

等を活用した学習機会の提供に努めてまいります。スポーツ振興につきましては、生涯にわたり明るく豊かな生活と心身の健全な発達や健康及び体力の維持増進のために「町民ひとり1スポーツ」を推進し、体育連盟などと連携しながら「いつでも、どこでも、だれでも」スポーツができる活動の推進を図ってまいります。また、総合グラウンド内にトイレを整備し、スポーツ関連施設の環境を整え、町民の健康維持と体力増進に努めてまいります。

以上、教育行政に関する主要施策について申し上げましたが、町民皆さまの負託に応えるため、本町の教育、文化、スポーツの振興に最善の努力を傾注いたしたく、町理事者、町議会、町民各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げ、平成31年度の教育行政執行方針とさせていただきます。

○議長（埴淵賢治）

これで、教育行政執行方針を終わります。

日程7 発委第1号 鹿追町議会基本条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（埴淵賢治）

日程7、発委第1号、鹿追町議会基本条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。吉田稔議会運営委員長。

○9番（吉田稔）

鹿追町議会基本条例の一部を改正する条例の制定について、上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び第7項並びに会議規則第14条第3項の規定により提出いたします。鹿追町議会基本条例の一部を改正する条例、第4条第2項中「(以下、「委員会」という)」の次にですね、「並びに全員協議会」を加え、同条第5項中「意見交換等の機会を積極的に持つものとする。」の次に、「議会報告会は、年2回以上開催するものとする。」を加える。第11条第3項中、「町民に報告する」を「議会広報紙、議会ホームページに掲載する」に改める。第12条に次の2項を加える。2、常任委員会は、所管事務調査及び政策提案を積極的に実施し、その機能を十分発揮しなければならない。3、常任委員会は、所管事務調査及び政策提案の一環として長に対し質問する必要があると認める場合には委員長又は副委員長若しくはその他の委員が、本会議において議長の許可を得てこれを行うことができるものとする。附則、この条例は、公布の日から施行する。提案理由についてはですね、第4条は、全員協議会の原則公開であり、議会報告会の回数、第1

1条は政務活動状況の具体的な報告方法をそれぞれ明確化した。第12条は、各常任委員会が実施する所管調査等をもとに委員会全体の意見として代表質問を可能とするためであります。議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長（埴淵賢治）

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、発委第1号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（埴淵賢治）

挙手多数であります。本案は原案とおり可決されました。

日程8 発委第2号 議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（埴淵賢治）

日程8、発委第2号、議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。吉田稔議会運営委員長。

○9番（吉田稔）

議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び第7項並びに会議規則第14条第3項の規定により提出をするものであります。議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように改正する。第5条に次の1項を加える。2、在職期間の割合及び前項に規

定する以外の支給方法は、町一般職員の例による。第6条を次のように改める。第6条については、削除、附則については、この条例は、公布の日から施行する。提案理由については、第5条は、期末手当支給の在職期間による支給割合の明確化を行う。第6条は、規則への委任条項であるが、規則に委任せず、この条例によって運用できることから、この条を削除する。以上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長（埴淵賢治）

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、発委第2号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います

挙手10名

○議長（埴淵賢治）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程9 議案第3号 鹿追町国際交流センター平成館設置条例の制定について

○議長（埴淵賢治）

日程9、議案第3号、鹿追町国際交流センター平成館設置条例の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第3号は、鹿追町国際交流センター平成館設置条例の制定についてであります。はじめに提案理由についてご説明いたします。国際交流及び地域間交流の推進と地域住民のコミュニティの活性を図る場として同センターを管理、運営するため条例を設置するものであります。次に提案内容についてご説明いたします。鹿追町国際交流センター平成館設置条例を次のとおり制定するをいたしまして、条例は、本文が15条、附則1項により構

成をされています。第1条は、設置、第2条は、名称及び位置、第3条は、事業、第4条は、使用の範囲、第5条は使用の許可、第6条は、使用の不許可、第7条は、展示品の観覧、第8条は、使用料、第9条は、使用料の減免、第10条は使用料の還付、第11条は、使用許可の取消し等、第12条は、特別設備の許可、第13条は、原状回復の義務、第14条は、損害賠償、第15条は、規則への委任についてそれぞれ規定をしております。次に附則は、第1項は、施行期日の規定であり、この条例は、平成31年4月1日から施行するとするものであります。以上、鹿追町国際交流センター平成館設置条例の制定についてをご説明申し上げました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は、新規条例の制定のため、総務文教常任委員会に付託して会期中の審査にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。よって本案は総務文教常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定しました。

日程10 議案第4号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（埴淵賢治）

日程10、議案第4号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第4号は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。はじめに提案理由をご説明いたします。長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現確保のため、働き方改革が進められており、年間の超過勤務時間の上限設定と適正な運用を図る働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が4月1

日から施行されますことから、関係する条例の一部を改正するものであります。次に提案内容をご説明いたします。職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正するといたしまして、第8条は、正規の勤務時間以外の時間における勤務の規定であり、第3項として、前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める、を加えるものであります。附則は、施行期日の規定であり、この条例は、平成31年4月1日から施行するものであります。以上、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第4号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（埴淵賢治）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程11 議案第5号 鹿追町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（埴淵賢治）

日程11、議案第5号、鹿追町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第5号は、鹿追町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。はじめに提案理由を申し上げます。専門職

大学及び専門職短期大学の制度化を新たに規定する学校教育法の一部を改正する法律が平成31年4月1日から施行されますことから、関係する条例の一部を改正するものであります。次に提案内容をご説明いたします。鹿追町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を次のように改正するといたしまして、第10条は、職員の規定であり、資格要件に専門職大学の前期課程を修了した者を含む、を加えるものであります。附則は、施行期日の規定であり、この条例は、平成31年4月1日から施行するものであります。以上、鹿追町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第5号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（埴淵賢治）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程12 議案第6号 鹿追町定住促進住宅建設奨励に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程13 議案第7号 鹿追町賃貸住宅建設促進事業助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程14 議案第8号 鹿追町民間賃貸住宅家賃助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（埴淵賢治）

日程12、議案第6号、鹿追町定住促進住宅建設奨励に関する条例の一部を改正する

条例の制定について、日程 13、議案第 7 号、鹿追町賃貸住宅建設促進事業助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程 14、議案第 8 号、鹿追町民間賃貸住宅家賃助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上 3 件については関連がありますので、一括して提案説明と質疑、討論を行い、議件ごとに採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 6 号、鹿追町定住促進住宅建設奨励に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 7 号、鹿追町賃貸住宅建設促進事業助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 8 号、鹿追町民間賃貸住宅家賃助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、一括してご説明させていただきます。提案理由を申し上げます。ただ今の条例は、それぞれ平成 30 年度末を時限としておりますが、持ち家住宅奨励制度、賃貸住宅建設促進、家賃の一部助成の効果また継続の要望等々、勘案いたしまして、1 年間延長したく申請、提案申し上げるものであります。

はじめに議案第 6 号、鹿追町定住促進住宅建設奨励に関する条例の一部を改正する条例の制定について、改正内容についてご説明いたします。鹿追町定住促進住宅建設奨励に関する条例の一部を次のように改正する、といたしまして、附則第 2 項は、条例の執行期限を定めており、「平成 31 年 3 月 31 日」を、「平成 32 年 3 月 31 日」に 1 年間延長するものであります。次に附則は、条例の施行期日であり、この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する、とするものであります。

次に議案第 7 号、鹿追町賃貸住宅建設促進事業助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。改正内容をご説明いたします。鹿追町賃貸住宅建設促進事業助成に関する条例の一部を次のように改正する、といたしまして、附則第 2 項は、条例の執行期限を定めており、「平成 31 年 3 月 31 日」を「平成 32 年 3 月 31 日」に改め、1 年間延長するものであります。次に附則につきましては、条例の施行期日であり、この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する、とするものであります。

次に議案第 8 号は、鹿追町民間賃貸住宅家賃助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。改正内容についてご説明いたします。鹿追町民間賃貸住宅家賃

助成に関する条例の一部を次のように改正する、といたしまして、附則第2項は、条例の執行期限を定めており、「平成31年3月31日」を「平成32年3月31日」に改め、1年間延長するものであります。次に附則につきましては、条例の施行期日であり、この条例は、平成31年4月1日から施行する、とするものであります。以上、議案第6号から議案第8号までを一括してご説明いたしました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第6号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（埴淵賢治）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第7号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（埴淵賢治）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第8号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（埴淵賢治）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

○議長（埴淵賢治）

日程15、議案第5号、鹿追町公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。再度申し上げたいと思います。日程15、議案第9号、鹿追町公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第9号は、鹿追町公園条例の一部を改正する条例の制定についてであります。はじめに提案理由をご説明いたします。新生区児童公園は現在進めております再生可能エネルギーの最大導入活用整備事業の太陽光発電設備設置場所となっており、公園を廃止したいとするものであります。次に、提案内容をご説明します。鹿追町公園条例の一部を次のように改正する、といたしまして、別表第1は条例第2条に規定する公園の名称等であり、「新生区児童公園」を削るものであります。附則は、施行期日の規定であり、この条例は平成31年4月1日から施行する、とするものであります。以上、鹿追町公園条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第9号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（埴淵賢治）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程16 議案第10号 鹿追町簡易水道設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（埴淵賢治）

日程16、議案第10号、鹿追町簡易水道設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第10号は、鹿追町簡易水道設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。はじめに提案理由をご説明いたします。これまで簡易水道事業は3地区で事業を実施しており、特定簡易水道事業に該当しており、今後の簡易水道事業において改良を進める上で国庫補助の対象になるよう地区の統合を行うものであります。次に提案内容をご説明いたします。鹿追町簡易水道設置条例の一部を次のように改正するといたしまして、第2条は、水道事業の規定であり、高台地区、市街地区、然別湖畔地区簡易水道を、鹿追町簡易水道事業に改め、新たに、東瓜幕地区、中瓜幕地区を給水地域に区域に追加するものであります。第2号は、給水人口を、4,400人に、第3号は、給水量を、1日最大給水量として3,400立方メートルとするものであります。附則は、施行期日の規定であり、この条例は、平成31年4月1日から施行するものであります。以上、鹿追町簡易水道設置条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第10号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（埴淵賢治）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程17 議案第11号 鹿追町布設工事監督者を配置する水道工事並びに布

設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（埴淵賢治）

日程17、議案第11号、鹿追町布設工事監督者を配置する水道工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第11号は、鹿追町布設工事監督者を配置する水道工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。はじめに提案理由をご説明いたします。専門職大学及び専門職短期大学制度の創設を新たに規制する学校教育法の一部を改正する法律が、平成31年4月1日から施行されますことから、関係する条例の一部を改正するものであります。次に提案内容をご説明いたします。鹿追町布設工事監督者を配置する水道工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を次のように改正するといたしまして、第3条は、布設工事監督者の資格であり、第4条は、水道技術管理者の資格の規定であり、ともに資格要件に専門職大学の前期課程及び専門職大学の前期課程を修了した者、を加えるものであります。附則は、施行期日の規定であり、この条例は、平成31年4月1日から施行するものであります。以上、鹿追町布設工事監督者を配置する水道工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第11号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 10名

○議長（埴淵賢治）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。再開は午後1時からといたします。

休憩 12時02分

再開 13時00分

○議長（埴淵賢治）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程18 議案第12号 平成30年度鹿追町一般会計補正予算（第8号）
について

○議長（埴淵賢治）

日程18、議案第12号、平成30年度鹿追町一般会計補正予算（第8号）についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第12号は、平成30年度一般会計補正予算（第8号）となるものです。平成30年度一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる、といたしまして、第1条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出からそれぞれ1億8,832万6千円を減額しまして、総額を86億7,167万5千円とするものであります。第2条は、継続費の補正変更、第3条は、債務負担行為の補正変更、第4条は地方債の補正、追加、変更であります。補正予算の内容につきまして、歳出、44ページよりご説明いたします。款項目、議会費で合計65万7千円の減額、総務費、総務管理費、一般管理費で合計538万8千円の追加、文書広報費で合計604万円の減額、財産管理費は財源内訳の補正であります。支所費の需用費、燃料費で11万円の追加、企画振興費で、地方バス路線維持対策及び定住促進住宅建設で追加の外合計で952万6千円の追加、職員研修費で合計25万円の減額、財政管理費の需用費、印刷製本費で9万円の追加、ジオパーク事業費の需用費、燃料費で5万8千円の追加、地方創生交付金事業費で合計592万4千円の減額、再エネ推進事業費合計で94万円の減額、徴税費、賦課徴収費で合計6万9千円の追加、項目、戸籍住民登録費の負担金で2万8千円の追加、選挙費、知事・道議選挙費で合計13万2千円の追加、統計調査費、統計費の報酬で3万3千円の減額、項目、監査委員費の旅費で6万9千円の減額、民生費、社会福祉費、社会福祉総務費で合計245万1千円の減額、心身

障がい者特別対策費で合計530万8千円の減額、北海道医療給付事業費の扶助費で200万円の減額、老人福祉費で合計156万9千円の減額、在宅福祉費の介護保険特別会計への繰出金の追加外合計で351万4千円の追加、後期高齢者医療費の繰出金で後期会計へ5万円の追加、児童福祉費、児童措置費の扶助費で325万円の減額、こども園費で合計1,543万7千円の減額、衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費の負担金で病院運営補助金6,786万6千円の追加、予防費の委託料で合計69万7千円の減額、保健指導費で合計420万円の減額、へき地保健対策費の需用費、修繕料で60万円の追加、清掃費、清掃総務費で合計114万円の減額、農林費、農業費、農業委員会費で合計54万円の減額、農業振興費の負担金合計で5,492万5千円の減額、農業開発研究費は財源内訳の補正であります。畜産業費の委託料で追加の外合計で8,389万1千円の減額、農業用水事業費の需用費外の追加で合計286万8千円の追加、土地改良事業費で国の補正に伴います道営事業の追加を含め合計で3,747万1千円の追加、林業費、林業振興費で合計100万2千円の減額、款項、商工費、商工業振興費で合計44万3千円の減額、観光費でふるさと納税の減額を含めまして合計で3,139万8千円の減額、魚族資源保護対策費で合計46万3千円の減額、土木費、道路橋りょう費、道路維持費で除雪経費の追加を含めまして合計で1,597万2千円の追加、都市計画費、公園緑地費の工事請負費合計で42万9千円の減額、住宅費、住宅管理費の補償補填及び賠償金で73万6千円の減額、住宅建設費で合計31万3千円の減額、款項、消防費、非常備消防費で合計130万2千円の減額、教育費、教育総務費、事務局費の賃金で106万8千円の減額、教育振興費で合計393万4千円の減額、共同調理場費の賃金で100万円の減額、自然体験留学事業費の備品購入費で28万2千円の減額、小学校費、学校管理費で合計125万5千円の減額、中学校費、学校管理費で合計52万9千円の減額、社会教育費、社会教育総務費で合計47万6千円の減額、社会教育施設費の委託料で合計3万7千円の減額、図書館費は財源内訳の補正であります。神田日勝記念美術館費の使用料で5万2千円の減額、青少年活動推進費で合計33万5千円の減額、保健体育費、体育振興費は財源内訳の補正であります。款項、公債費、元金の償還金で15万9千円の追加、利子の償還金で406万4千円の減額、諸支出金、基金費、基金費の積立金で合計9,378万8千円の減額であります。次に歳入、29ページからご説明いたします。町税、町民税、個人の現年課税及び滞納繰越分の合計で2,151万9千円の追加、法人の現年課税及び滞納繰越分の合計で373万7千円の減額、項目、固定資産税の現年課税及び滞納繰越分の合計で2,7

47万9千円の追加、国有資産等所在市町村交付金の現年課税分で25万5千円の追加、項目、軽自動車税の現年課税分で63万5千円の追加、項目、市町村たばこ税の現年課税分で166万6千円の減額、項目、入湯税の現年課税分で69万1千円の減額、款項目、利子割交付金の利子割交付金で50万円の追加、款項目、地方交付税の地方交付税で1,830万6千円の追加、分担金及び負担金、分担金、農林費分担金の農業費分担金で854万8千円の減額、負担金、民生費負担金の社会福祉費負担金で22万6千円の減額、使用料及び手数料、使用料、農林使用料の農業使用料で合計893万2千円の減額、教育使用料の教育総務使用料で52万円の減額、社会教育使用料で合計49万8千円の追加、手数料、総務手数料の徴税手数料で6万5千円の減額、衛生手数料の清掃手数料で50万円の追加、農林手数料の農業手数料で合計3千円の追加、項目、証紙収入の証紙収入で150万円の減額、国庫支出金、国庫負担金、民生費国庫負担金の社会福祉費負担金で合計200万6千円、児童福祉費負担金で259万2千円のそれぞれ減額、国庫補助金、総務費国庫補助金の総務管理費補助金で合計422万9千円の減額、民生費国庫補助金の社会福祉費補助金で16万8千円の減額、児童福祉費補助金で34万4千円の追加、土木費国庫補助金の住宅費補助金で合計190万円の減額、委託金、総務費委託金の総務管理費委託金で4万9千円の追加、農林費委託金の農業費委託金で49万3千円の追加、道支出金、道負担金、民生費道負担金の社会福祉費負担金で合計123万9千円、児童福祉費負担金で48万6千円のそれぞれ減額、道補助金、民生費道補助金の総務管理費補助金で410万円の減額、民生費道補助金の社会福祉費補助金で合計132万8千円、児童福祉費補助金で112万3千円のそれぞれ減額、農林費道補助金の農業費補助金で合計1億400万2千円の減額、林業費補助金で129万5千円のそれぞれ減額、商工費道補助金の商工費補助金で590万円の追加、教育費道補助金の社会教育費補助金で3万5千円の減額、委託金、総務費委託金の総務管理費委託金で1万1千円の追加、統計調査費委託金で3万1千円の減額、農林費委託金の農業費委託金で6万5千円の追加、財産収入、財産運用収入、利子及び配当金の利子及び配当金で合計99万円の追加、財産売払収入、不動産売払収入、立木売払収入で98万1千円、土地売払収入で410万7千円のそれぞれ追加、物品売払収入の物品売払収入で13万9千円の追加、加工品売払収入で合計60万円の減額、款項、寄附金、一般寄附金の一般寄附金でふるさと納税分で4,600万円の減額、総務費寄附金の総務管理費寄附金で帯広市の株式会社安井測量設計事務所様から交通安全のため10万円のご寄附をいただき、9万9千円の追加、民生費寄附金の社会福祉費寄附金で町内新

町の及川ミヨ様より地域福祉のため5万円の追加、繰入金、基金繰入金、修学基金繰入金の修学基金繰入金で200万円の減額、鹿追町ふるさと寄附金基金繰入金の鹿追町ふるさと寄附金基金繰入金で3,004万9千円の減額、環境保全センター基金繰入金の環境保全センター基金繰入金で280万円の減額、款項目、繰越金の前年度繰越金で4,000万円の追加、諸収入、貸付金元利収入、貸付金元利収入、貸付金元利収入で447万5千円の追加、受託事業収入、土木費受託事業収入、都市計画費受託事業収入で57万3千円の追加、項目、雑入の雑入で合計8,632万9千円の減額、款項、町債、総務債の総務管理債で合計1,090万円の減額、民生債の児童福祉債で合計2,520万円の減額、農林費の農業債で合計2,420万円の追加、商工債の商工債で合計1,380万円の追加であります。次に24ページ、第2表の継続費の補正変更についてご説明いたします。事業名は、認定こども園整備事業で総額から4,874万円を減額しまして、補正後の総額を11億7,428万6千円とし、平成30年度の年割額を2億6,450万8千円、31年度の年割額を9億977万8千円とするものであります。次に第3表の債務負担行為の補正変更についてであります。事項は、再生可能エネルギーの最大導入・活用整備事業で限度額に950万円を追加しまして、補正後の限度額を、5億9,950万円とするものであります。次に、第4表の地方債の補正、追加、変更についてであります。追加は、起債の目的が、公共事業等で限度額を980万円とし、次に変更で起債の目的は、過疎対策事業で限度額から1,370万円を減額しまして、補正後の限度額を3億4,790万円とし、辺地対策事業は限度額に580万円を追加しまして、補正後の限度額を4,910万円とし、限度額以外の変更はございません。以上、一般会計補正予算（第8号）についてご説明申し上げました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。10番、安藤幹夫議員。

○10番（安藤幹夫）

54ページ、歳出の54ページ、環境保全型農業直接支援対策事業補助金、これ1,000万円以上の減額、全体予算規模からいきますと約38%近く減額しているわけですが、その理由を詳しくご説明をお願いします。

○議長（埴淵賢治）

菅原農業振興課長。

○農業振興課長（菅原義正）

お答えいたします。環境保全型農業直接支援対策事業補助金でございます。当初の予定につきましては年度初め、支庁等々に予定として進めているところでございます。実際実施する段階でこのように数字になったということで、一応、推進費と直接の補助金とそれから推進活動事業費支援事業ということでソフト事業もございます。両方合わせましてこのような形になったということでございます。中身的なものにつきましては、少々お待ちください。こちらについては直接支払いの事業につきましては特に堆肥だとかカバークロップということで緑肥の部分の補助事業ということでございます。これについて当初の計画から若干少なくなったということでございます。以上です。

○議長（埴淵賢治）

安藤幹夫議員。

○10番（安藤幹夫）

ちょっと、非常に分かりづらいんですけども、要するに環境型ですから有機質等の活用による支援ってことなんでしょうけれども、交付金自体も780万と800万近くの交付金を受けられないで終わってしまったという状況の中でこれは農業者に対して直接に支払われるものでも特にありますので、そのへんのことをその土地が減ったとかそういうことではなくて、技術的な問題のクリアで解決できることであって、さらにこれからその国際情勢踏まえた中でねどういう足腰の強い農業を作っていくかという中においてこういうせっかくある制度を活用できないで終わってしまうということに対しての懸念があるわけですけども、そのへんについてもう1度お尋ねをいたします。

○議長（埴淵賢治）

菅原農業振興課長。

○農業振興課長（菅原義正）

事業につきましては年々年々ですね、対象に対する基準がちょっと上がってきた部分もございます。当初計画では計画をしていたところなんですけれども、実際問題として対象になっていかなかった部分は若干出てきているところが現状でございます。今後につきましても今おっしゃられたとおりですね、せっかくこういう形でいただいていると緑肥だとかそういうことに対して、有機的な農業に対していただいているということでございますので、積極的にそういう形で進めていってですねこういう補助金も利用できるようにしていきたいなというふうに考えているところでございます。

○議長（埴淵賢治）

安藤幹夫議員。

○10番（安藤幹夫）

ちょっと、よく分かりづらい。若干っていうのが基準が何なのか説明していただかないとなかなか皆さん理解できないじゃないかと思うんですけども、本町なんかは特にそのバイオガスで利用していて特にその有機質については消化液なんて有意義に利用活用できるわけなんですけれども、そういったものを有効に利用していないから結局補助対象外というようになってしまうことなんですけれども、これからやっぱり考えていくのは今新たな制度、GAP制度の認定だったり、それから環境型を重視した農業政策だったりというのは当然取られてきているわけなんですけれども、そういったものをね本町にどのように生かしていけるのかということも再度検証しながら、やっぱりせっかくある国の制度をね活用して農業者に少しでも有利な施策をするということがやはり行政に求められる一つの責務だと思うんですけども、そのへんを含めてもう3回目ですのでこれで終わりますけれども、十分検討いただいてせっかくある予算をたてて、来年また減額予算組めばいいわではなくてやはりそれをさらに生かせる方法を十分関係機関と協議をしながら進めていただきたいと思います。

○議長（埴淵賢治）

吉田町長。

○町長（吉田弘志）

今のご質問、何となく行政側が該当するものをさせないという、そういう状況ではなくてそれだけの需要がないのに対して枠取りはした、ということですから農家個々についてはそれだけのものを受けられる権利があればそれは当然この量全部、消化することができるわけなんですけれどもね。今のお話だと何かそういうふうに私は聞こえないんでねちょっと不本意な話だなというふうに思っているんですけども、少なくとも町としてはねやっぱり消化液だとかそういうものについてこういう補助金を得られるものは該当させて広く使うようにね、使えるようにもらえるようにそういうふうに仕向けているつもりなんですけれども、そういうふうにやっておりますのでご理解いただきたいというふうに思っております。

○議長（埴淵賢治）

他、質疑ありませんか。6番、上嶋和志議員。

○6番（上嶋和志）

42ページの歳入の雑入でお聞きします。中鹿追バイオガスパラント売電収入、瓜幕バイオガスパラント売電収入、水素実証事業収入ということで3点合わせて、今回、8,443万8千円の減額ということでございます。予算に対して中鹿追のバイオにいたっては40%の減額、瓜幕バイオ16.5%、水素収入にいたっては74%減額ということで大変大きな減額ということでございます。こういうことに至った原因についてまずお聞きいたします。

○議長（埴淵賢治）

菅原農業振興課長。

○農業振興課長（菅原義正）

お答えいたします。まず中鹿追の環境保全センターの関係でございます。昨年春先ぐらいからですね発電機の調子が悪くなってきた。内容につきましては熱交換器の不具合、それとその後につきましてはエンジンのヘッドの不具合ということでございます。190キロの発電機、それから100キロについても後日、運転が調子悪くなったということでございます。で、中鹿追のその190キロについては、すぐ部品の調達等々を行なっていたところなんです、海外からの調達ということで若干遅れてしまったということで7月になってしまったということでございます。その後、一応機械は直りまして発電はしていたんですけども、その後また12月ぐらいからですね今度は逆にガスバックのほうのガスが溜まりづらくなったということでそれも補修しながらやってはいたんですけども、それが抜けた部分もございまして、ガスバックの部分が調子が悪くなったということでございまして、発電がままならなかったということでございます。あと瓜幕のバイオガスパラントの売電状況の関係でございます。今回、減額ということでございます。予算につきましては極力マックスで見ているところで2億300万見ているところではございましたが、今年については1億7,000万ぐらいだったと、の予定でございます。これにつきましては昨年も1億8,600万ということで実績となっているんですけども、今年についても同じような金額にはなるところだったんですけども、今年の12月、1月の部分につきましてはスカム、原料槽でスカムがいっぱい発生したということで、それを定期的にはかく拌をしているんですけども、その時間が今より5分のかく拌と25分の休みということでスカムがいっぱい発生したということでちょっと長めにそのスカムのかく拌について10分間と20分という形で行なっていきまして。それについてそちらのほうに電気をかく拌機のほうに電気を使うことになったということで売電のほうが少なくなったとい

うことでございます。あと水素事業収入についても同じような感じでなんですけれども一応、当初からバイオの、水素の実証事業については約3,000万予定をしておりました。これ平成29年度も同じように計画をしているところだったんですけれども、実際は29年実績も約870という形でございます。30年につきましても、29年度の数字はまだ実績としては出ていなかったもので、そのまま2,900万で予算要求をしていたところでございます。今年につきましては、約770万ということで今回減額をさせていただくという形でございます。以上です。

○議長（埴淵賢治）

吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

水素の収入についてはねメタンを水素のほうにそれだけ量を多く使えば、水素のほうからの収入が入ってくるということですから、メタンのほうが量それだけ水素のほうで使わなければこれがやっぱり減るのは当たり前なんですよね。そういう関係にあるということで理解をしていただきたい。そしてなおかつ今、機械の不具合といわゆるガスバックの関係で減ったと、これは正直言って機械の不都合ともう1つはガスがそれだけ発生しなかったということも要因になるけれども、もう1つはガスバックに穴が開いてしまって酸素が入ってしまう。それによって濃度が薄められてしまっただけですね十分な発電のほうにするだけのメタンに力が無かった。そういうことでの減額。それから瓜幕についてはねこれは正直言って1メガの出力を持っていてその内の750キロワットを常時動かすという想定の上でやっているわけでありましてけれども、これも正直言って去年はガスの発生率が十分じゃなかったと。これも天候不順だとかいろんなことが要因あると思いますけれども、もう1つはやっぱり私はいつも言うんですけれども今の能力、あそこで処理する能力、これできるだけ早く目いっぱい運転できるようにすることによってガスの発生率、あるいは消化液の量を増やすことができるんじゃないかと。ただまだ瓜幕地域ですね十分、それだけの量を100%入れてくれない農家もございます。それだけにですねフル稼働にはなっていないというふうに思っていますので、そういう意味では将来的にはもっと発電量を伸ばすこともできるんじゃないかと、できるだけ努力をしてですね機械がフル回転をして収入も上げられるように、そして今、50%の利用料、これの減免というかね、環境整備して補助しているところを継続できるようにしていきたいと思っているんですけれども、こういう状況が続けばですね、私はこの50%というのは非常に難しくなってくるなとい

うように考えているところであります。機械の不具合についてね、これ町ですぐ近くから調達できる物ではありません。やはり海外の商品を使っているだけにやはりメーカーを通してその調達をしなければならない。これはですね非常に私は今回、時間がかかったなど原子力発電所のああいう事故のときも同じようなことで約半年間、投げられた記憶があるわけですけれどもそれに近いようなね状況が今回も出てしまったなというふうに思っております。できれば将来は日本国内でのそういうものができてですねそういう故障についても迅速に対応することができるようになればですねこういう不都合も減少させることができると思っておりますので非常に金額的には大きいんでね予定していたあれから見ると懸念を持たれるのも分かりますけれども、ご理解をいただきたいというように思います。以上であります。

○議長（埴淵賢治）

6番、上嶋和志議員。

○6番（上嶋和志）

状況的には分かったわけでございますけれども、中鹿追については、平成19年から稼働ということで11年目、12年目なのかな。それぞれ施設も傷んできてそのために基金を積んでおられると思います。FITの収入39円と消費税、42円12銭かな。その収入があと8年、9年かな。9年ということで本当に1日でも早く機械を直して発電していただくのが一番のあれなんですけれども、この発電量から見たら結構早い時期からの不具合ということで、それは現場の声がですね課長なり町長の耳に入ったのは、ちょっと私が思うにはこの量を見ると遅いような、それと今後のこれからの例えば円柱型の発酵槽、中鹿追2つありますよね。その不具合ということで、それについては修理にも結構な時間もかかると思うんですけれども、その手当ては既にされているのかどうかお聞きをさせていただきます。

○議長（埴淵賢治）

吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

お答えさせていただきますけれども、これ今あのメーカーとね協議をしてどのくらいのものがかかるのかも調査をしておりますので出次第ですね、予算を補正をして修理をしたいというふうに思っております。今おっしゃられている通り若干は私も遅いんじゃないかと、もっと早くね基金だって積んでるわけだし、でも現場の人間からすればですね何とか

修繕をできるだけかけないで、たくさんお金を残して基金を増やしていきたいという欲がね、こういう状況になったのかなというふうに思っておりますけれども、これは私どもねがもっといいから金使っていいからどんどん直せとそういう話をすればね、次の日にも言ってきたんだろうと思っておりますけれどもね。ま、そういうことでご理解いただければというふうに思っております。今後はねやっぱり1日停滞すれば、数万円になるわけですから、それだけにしっかりとやっていきたいと思っております。以上であります。

○議長（埴淵賢治）

6番、上嶋和志議員。

○6番（上嶋和志）

いろいろ予算のかかることをございますし、最終日まで無理だというお話もちらっと聞いたんですけれども、今回選挙があるんで結構窮屈な日程かと思うんですけれども、臨時なり例えば本当に一日でも早く直して万度の発電をしていただいて逸失利益とかいいますけれども入ってくるお金が入ってこない、損害を与えられることになるんで、私個人ではないですけれども議会としても臨時なりについては、私、議長ではございませんけれども協力させていただきたいなと思っておりますので、一日も早くフルに発電をしていただきたいなと思っております。

○議長（埴淵賢治）

吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

最大限努力をさせていただきますけれども、この間、全員協議会でもお話をさせていただいたとおりですね、10年経てばこれはね傷みます。鉄の部分でできた分については硫化水素ってやつは腐食させる力がもの凄いですから、ですから私は今、担当とも話しているのは、同じ修繕をするんでもそういうような同じ轍を踏まないような方法を今考えてほしいというお話をしておりますして、これは私は必ずしも難しい問題ではない。FRP等々を使ってですねやっていけば私できるんじゃないかと思っておりますので、投入口の扉もご案内のように穴、結構開いているんですがあれは今そういう別の製品で今対応していこうというふうに考えておりますから、瓜幕についてはねそういう状況は若干、私は改善された新しいプラントになっていると思っておりますけれども、中鹿追については残念ながら我々もそれについては十分承知をしていなかったということで、鉄の部分がですね非常に侵食が激しいという状況であります。がんばりますのでよろしく頼みます。

○議長（埴淵賢治）

他、質疑ありませんか。3番、畑久雄議員。

○3番（畑久雄）

45ページ、歳出ですけれども、新しい事業の中で地域のつながり活動助成金ということで、500万ほど減額されています。当初から比べると3割近い予算の減額というか、使われなかったというふうに取りますけれども、さてそれは原因は何だったんだろうと。考えるにPR不足だったのか。もうちょっと内容的にね何ていうかな、使いやすい予算であったのか。そのへんのことをちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（埴淵賢治）

渡辺企画財政課長。

○企画財政課長（渡辺雅人）

はい。お答えさせていただきます。つながり助成金の関係でございますが、当初1,000万ということで予算を見させていただいて、大体全行政区で使ってですね、使ったと見て60%くらいの限度額に対する割合の予算を見させていただきました。実際29年度、23の行政区で使っていただきましたけれども、今年度は今のところ最終的に27の行政区に使うだけのような見込みになっております。事業費、限度額に対する割合につきましても29年度は31%から今年は50%くらい各地区、限度額に対する利用額も上がっておりますので予算がですねちょっと大きかった部分もあるかと思っておりますけれども徐々に広がっていておりますので、使っていただいた行政区からは非常に効果があったというようなお話も聞くところでもありますので、PRについては今後も引き続きですね行なっていきたいというように思いますが現状そのような形で推移していくというところでございます。以上です。

○議長（埴淵賢治）

3番、畑久雄議員。

○3番（畑久雄）

何といたしますか。PRも大事なことだしもう少しその使うほうの立場からすると内容的にねもうちょっと緩やかな使い方ができるようなそんな工夫もしてみてもどうなのでしょう。そういうことによって予算を使える方向、それは結局地元に戻るためにもなるし、そんな思いはありませんか。

○議長（埴淵賢治）

吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

あのね、まず予算が大きく残っているじゃないかということについては、まず無駄な使い方をしていないということなんですよね。地域に対して戸数割、それから地域割していますから。その目いっぱい予算をね組んでますから、当然使わなければ余ってくると。ですから今おっしゃられたようにですね緩やかにとなれば今までそれぞれが負担をしてきたことまで全部ね、このお金でやるということになればますます地域の自主性がなくなってしまうんですね。ですからこれは今までやってきたことはやってきたこととしてがんばってください。さらに防災だとかね、見守りだとかお互いの近所の助け合いだとかそういうことでのものに使ってくださいと、4つか5つのテーマを挙げてやっていますから、これは現在もね緩めてやっているつもりです。相当、担当のほうから挙がってくるのはねこれちょっと問題があるけどどうだろうというときもあるんです。それはこの事業が始まって、まだ日が浅いわけですから、使い方もよく、状況、承知をしていない中でせっかく行政区で挙がってくれば、かなり緩めて使っているつもりでありますから。できれば行政活動というのは地域自治ですから。地域が自立をするためのものということでどんどん目いっぱい使って防災だとかそういう問題について学習する機会、あるいは隣近所、高齢者の見守りだとか除雪だとかそういう支援等々についても活発にやっていただくように今後もしやっていきたいというふうに思っておりますけれども、まだこれが十分、そしてもう1つはやっぱり地域自治、自分たちの地域を自分たちで守っていく。そのための活動をやるという意識についてはまだ低い。例えば新年会と忘年会だけはやるけど、あとはほとんどやらないよというところも結構あるんですよね。ある地域については消防なんかも何回も呼んで防災のあれをしたり、あるいはお年寄りを集めて地域での例えば敬老の日をですね有意義に過ごそうだとかそういうような事業もやっております。そういうためのお金ですから、そういう意味ではこれはもっとたくさん使ってもらえるようにせめて枠、消化をしてね本当に自治活動をしているのかと自治活動がされているなというようになるように、これからも一層PRをしていこうと考えておりますので、担当相当苦勞しておりますので、これからも一生懸命やっていくつもりであります。

○議長（埴淵賢治）

3番、畑久雄議員。

○3番（畑久雄）

本当に一生懸命やっていることもよく分かるし、ただこの何て言うんですか。資金を本当に有効に使っていただかないと目的に叶わないと思いますので、ぜひとも今後はもうちょっとPRをして使われた例を例えばみんなに公開するとかね、そういったこともねやっていたら、お前のところではこういうことできたけれども、俺のところではできていないとかいろいろな意見が出ると思うんです。そんなことでもぜひ例えばですから、がんばっていただきたいと思います。終わります。はい。

○議長（埴淵賢治）

答弁はよろしいですね。他、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第12号を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

起立10名

○議長（埴淵賢治）

起立多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程19 議案第13号 平成30年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算
(第4号) について

○議長（埴淵賢治）

日程19、議案第13号、平成30年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第13号は、平成30年度国民健康保険特別会計補正予算（第4号）となるものです。平成30年度国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるといたしまして、第1条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出からそれぞれ955万2千円を減額しまして、総額を8億2,190万8千円とするものであります。補正予算の内容につきまして、歳出、75ページよりご説明申し上げます。総務費、総務管理費、

連合会負担金、負担金で5万円の追加、保険給付費、療養諸費、一般被保険者療養給付費の負担金で2,600万円の減額、退職被保険者等療養給付費の負担金で230万円の減額、一般被保険者療養費の負担金で40万円の減額、退職被保険者等療養費の負担金で4万円の減額、審査支払手数料の役務費で5万円の減額、高額療養費、一般被保険者高額療養費の負担金で350万円の減額、退職被保険者等高額療養費の負担金で30万円の減額、一般被保険者高額介護合算療養費の負担金で9万9千円の減額、退職被保険者等高額介護合算療養費の負担金で4万9千円の減額、移送費、一般被保険者移送費の負担金で9千円の減額、退職被保険者等移送費の負担金で9千円の減額、出産育児諸費、出産育児一時金の負担金で336万円の減額、審査支払手数料の役務費で1千円の減額、葬祭諸費、葬祭費の負担金で6万円の減額、国民健康保険事業費納付金、医療給付分、一般被保険者医療給付分及び退職被保険者等医療給付費分は財源内訳の補正であります。款項目、保健事業費の委託料で合計69万8千円の追加、款項、基金積立金、国民健康保険事業基金積立金の積立金で2,019万円の追加、諸支出金、繰出金、直営診療施設勘定繰出金の繰出金で568万7千円の追加であります。次に歳入、72ページからご説明いたします。款項、国民健康保険税、一般被保険者国民健康保険税の医療給付費分現年課税分で157万1千円の追加、後期高齢者支援金分現年課税分で74万5千円の追加、介護納付金分現年課税分で98万1千円の追加、医療給付費分滞納繰越分で60万円の減額、後期高齢者支援金分滞納繰越分で3万円の減額、退職被保険者等国民健康保険税の医療給付費分現年課税分で19万2千円の追加、後期高齢者支援金分現年課税分で6万7千円の追加、介護納付金分現年課税分で4万2千円の追加、道支出金、道補助金、保険給付費等交付金の普通交付金及び特別交付金の合計で3,154万円の減額、繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金の出産育児一時金等繰入金及びその他一般会計繰入金で合計208万3千円の減額、款項目、繰越金の前年度繰越金で2,110万3千円の追加であります。以上、国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げました。ご審議の上、議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第13号を採決します。
この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（埴淵賢治）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程20 議案第14号 平成30年度鹿追町国民健康保険病院事業会計補正
予算（第2号）について

○議長（埴淵賢治）

日程20、議案第14号、平成30年度鹿追町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第14号は、平成30年度国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）となるものです。第1条、平成30年度国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるといたしまして、第2条は、予算第2条に定めます業務の予定量の補正であり、（3）年間患者数1入院を、4,110人減としまして「1万490人」に、2外来を373人増といたしまして、「2万2,243人」に、（4）1日平均患者数1入院を、11人減として「29人」に、2外来、2人増といたしまして「92人」に、（5）建設改良事業1有形固定資産購入費から150万6千円を減額しまして、「2,819万2千円」とそれぞれするものであります。第3条は、予算第3条に定めます収益的収入及び支出の補正であり、収入につきましては、第1款、病院事業収益、第1項、医業収益から7,578万円を減額し、第2項、医業外収益に、6,939万5千円を追加し、補正後の額を7億1,345万7千円とするものであります。支出につきましては、第1款、病院事業費用、第1項、医業費用に1,533万6千円を追加し、補正後の額を7億3,517万8千円とするものであります。なお支出に対しまして不足します収入額、2,172万1千円は、議案には掲載しておりませんが、地方公益医療法第32条の2及び鹿追町国民健康保険病院事業余剰金の処分に関する条例第4条の規定により利益積立金をもって補填する

こととしております。第4条は、予算第4条に定めます資本的収入及び支出の補正であり、かっこ書きの資本的収入額が、資本的支出額に対して不足する額「2, 514万8千円」から、150万6千円を減額しまして、「2, 364万2千円」に改め、支出の補正は、第1款、資本的支出、第1項、建設改良費から150万6千円を減額して、補正後の額を「7, 032万5千円」とするものであります。第5条は、予算第6条に定めます議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正であり、1、職員給与費「3億8, 081万4千円」に991万6千円を追加しまして、「3億9, 073万円」とするものであります。第6条は、予算第7条に定めます他会計からの補助金の補正であり、「1億9, 994万5千円」に6, 950万3千円を追加しまして、「2億6, 944万8千円」とするものであります。第7条は、予算第8条に定めます棚卸資産購入限度額の補正であり、限度額に1, 044万6千円を追加しまして、「1億5, 844万6千円」とするものであります。補正の詳細につきましては、次ページの補正予算説明書より説明申し上げます。収益的収入及び支出の収入は、病院事業収益、医業収益、入院収益からその他医業収益の合計で7, 578万円の減額、医業外収益、他会計補助金で6, 950万3千円の追加、患者外給食代で10万8千円の減額であります。支出は、病院事業費用、医業費用、給与費で合計991万6千円の追加、材料費で合計792万6千円の追加、経費で合計378万1千円の減額、資産減耗費で合計127万5千円の追加となるものです。次に、資本的収入及び支出は、資本的支出、建設改良費、有形固定資産購入費で器械備品購入費で150万6千円の減額であります。以上、国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。ご審議の上、議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

ここで暫時休憩といたします。再開は2時10分とします。

休憩 13時57分

再開 14時10分

○議長（埴淵賢治）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これから質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第14号を採決します。
この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（埴淵賢治）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程21 議案第15号 平成30年度鹿追町簡易水道特別会計補正予算(第4号) について

○議長（埴淵賢治）

日程21、議案第15号、平成30年度鹿追町簡易水道特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第15号は、平成30年度簡易水道特別会計補正予算（第4号）となるものです。平成30年度簡易水道特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるものといたしまして、第1条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出にそれぞれ113万5千円を追加しまして、総額を1億3,925万3千円とするものであります。補正予算の内容につきましては歳出、92ページよりご説明いたします。事業費、水道総務費、一般管理費の公課費で7万7千円の追加、水道施設費、施設管理費の需用費合計で185万8千円の追加、備品購入費で80万円の減額であります。次に、歳入、前ページからご説明いたします。使用料及び手数料、使用料、水道使用料の水道使用料で70万円の減額、繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金の一般会計繰入金で183万5千円の追加であります。以上、簡易水道特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第15号を採決します。
この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（埴淵賢治）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程22 議案第16号 平成30年度鹿追町下水道特別会計補正予算（第4号）について

○議長（埴淵賢治）

日程22、議案第16号、平成30年度鹿追町下水道特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第16号は、平成30年度下水道特別会計補正予算（第4号）となるものです。平成30年度下水道特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるといたしまして、第1条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出からそれぞれ2,042万6千円を減額しまして、総額を3億5,042万6千円とするものであります。第2表は、地方債の補正変更であります。補正予算の内容につきましては、歳出、101ページよりご説明いたします。管理費、一般管理費、一般管理費の負担金及び公課費で合計288万4千円の減額、施設管理費、公共下水道施設管理費の需用費及び役務費で合計38万8千円の減額、農業集落排水施設管理費の需用費合計で79万5千円の追加、款項、事業費、公共下水道事業費の委託料及び工事請負費で合計1,293万8千円の減額、個別排水処理施設整備事業費の工事請負費で501万1千円の減額であります。次に歳入、99ページからご説明いたします。使用料及び手数料、使用料、下水道使用料の下水道使用料で合計390万円の減額、国庫支出金、国庫補助金、下水道事業費国庫補助金の公共下水道事業費補助金で19万7千円の減額、繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金の一般会計繰入金で52万9千円の減額、款項、町債、下水道事業債の公共下水道事業債及び個別排水処理施設整備事業債の合計で1,580万円の減額であります。次に96ページ、第2表の地方債の補正変更についてご説明申し上げます。起債の目的は、特定環境保全公共下水道事業

で限度額から1,280万円を減額しまして、補正後の限度額を5,720万円とし、個別排水処理施設整備事業は、限度額から300万円を減額しまして、補正後の限度額を1,640万円とし、限度額以外の変更はありません。以上、下水道特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第16号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（埴淵賢治）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程23 議案第17号 平成30年度鹿追町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（埴淵賢治）

日程23、議案第17号、平成30年度鹿追町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第17号は、平成30年度介護保険特別会計補正予算（第3号）となるものです。平成30年度介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによることといたしまして、第1条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出にそれぞれ1,024万9千円を追加しまして、総額を5億2,899万円とするものであります。補正予算の内容につきまして歳出、113ページよりご説明いたします。総務費、介護認定審査会費、認定調査費の役務費で9万円の減額、保険給付費、介護サービス等諸費、居宅介護サービス給付

費の負担金で354万円の減額、居宅介護サービス計画給付費の負担金で131万円の減額、施設介護サービス給付費の負担金で229万9千円の追加、福祉用具購入費の負担金で22万6千円の追加、住宅改修費の負担金で6万1千円の追加、高額介護合算療養費の負担金で6万円の追加、地域密着型サービス給付費の負担金で183万5千円の追加、項目、高額介護サービス等費の負担金で97万6千円の追加、項目、特定入所者介護サービス等費の負担金で73万6千円の追加、地域支援事業費、項目、介護予防・生活支援サービス事業費の負担金で70万円の減額、項目、一般介護予防事業費の報償費で25万円の減額、諸支出金、償還金及び還付加算金、償還金の償還金で貸付金償還金で994万6千円の追加であります。次に歳入、109ページからご説明いたします。款項、介護保険料、第1号被保険者保険料の現年度滞納繰越分合計で469万3千円の追加、国庫支出金、国庫負担金、介護納付費負担金の現年度分で561万8千円の追加、国庫補助金、調整交付金の現年度分調整交付金で575万6千円の減額、保険者機能強化推進交付金の保険者機能強化推進交付金で41万9千円の追加、道支出金、道負担金、介護給付費負担金の現年度分で24万7千円の追加、款項、支払基金交付金、介護給付費交付金の現年度、過年度分合計で89万円の減額、繰入金、一般会計繰入金、介護給付費繰入金の現年度分で409万4千円の追加、地域支援事業繰入金の現年度分で33万8千円の減額、その他一般会計繰入金の事務費繰入金で9万円の減額、低所得者保険料軽減繰入金の現年度分で21万3千円の追加、款項目、繰越金の前年度繰越金で219万3千円の追加、諸収入、雑入、雑入の雑入で15万4千円の減額であります。以上、介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第17号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 10名

○議長（埴淵賢治）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程 24 議案第 18 号 平成 30 年度鹿追町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について

○議長（埴淵賢治）

日程 24、議案第 18 号、平成 30 年度鹿追町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 18 号は、平成 30 年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）となるものです。平成 30 年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによるといたしまして、第 1 条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出にそれぞれ 306 万 1 千円を追加しまして、総額を 8,827 万 9 千円とするものであります。補正予算の内容につきましては、歳出、124 ページよりご説明いたします。総務費、総務管理費、一般管理費の負担金で 5 万円の追加、款項目、後期高齢者医療広域連合納付金の負担金で 301 万 1 千円の追加であります。次に歳入、122 ページからご説明いたします。款項、後期高齢者医療保険料、特別徴収保険料の現年度分で 565 万 9 千円の減額、普通徴収保険料の現年度分及び滞納繰越分合計で 804 万 6 千円の追加、繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金のその他一般会計繰入金で 5 万円の追加、款項目、繰越金の前年度繰越金で 62 万 4 千円の追加であります。以上、後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）についてご説明申し上げました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第18号を採決します。
この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（埴淵賢治）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

-
- 日程25 議案第19号 平成31年度鹿追町一般会計予算について
日程26 議案第20号 平成31年度鹿追町国民健康保険特別会計予算について
日程27 議案第21号 平成31年度鹿追町国民健康保険病院事業会計予算について
日程28 議案第22号 平成31年度鹿追町簡易水道特別会計予算について
日程29 議案第23号 平成31年度鹿追町下水道特別会計予算について
日程30 議案第24号 平成31年度鹿追町介護保険特別会計予算について
日程31 議案第25号 平成31年度鹿追町後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（埴淵賢治）

日程25、議案第19号、平成31年度鹿追町一般会計予算について、日程26、議案第20号 平成31年度鹿追町国民健康保険特別会計予算について、日程27、議案第21号、平成31年度鹿追町国民健康保険病院事業会計予算について、日程28、議案第22号、平成31年度鹿追町簡易水道特別会計予算について、日程29、議案第23号、平成31年度鹿追町下水道特別会計予算について、日程30、議案第24号、平成31年度鹿追町介護保険特別会計予算について、日程31、議案第25号、平成31年度鹿追町後期高齢者医療特別会計予算について、以上7件については、関連がありますので一括議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第19号、平成31年度鹿追町一般会計予算及び議案第20号、平成31年度国民健康保険特別会計予算から第25号、平成31年度後期高齢者医療特別会計予算までの6特別会計予算、計7件につきまして一括して説明申し上げます。予算書の表紙を開いていただきまして平成31年度鹿追町各会計予算書別集計表により、その規模等を申し上げます。

て説明とさせていただきます。本年度当初予算額と前年度当初予算額の比較であります。まず平成31年度一般会計当初予算額は骨格予算の編成ではありますが、86億1,600万円となっており、前年度当初予算比では20億500万円、30.3%の増であります。その要因につきましては、継続事業となりますこども園建設事業で約6億4,000万円、再生可能エネルギー活用整備事業で約4億6,000万円、中鹿追地区農地再編事業完了に伴う一括償還で約7億5,000万円、道路整備事業で約3,000万円の増となる一方で経常経費につきましては単価増などの要因を残し極力抑制を行いながら予算編成をいたしました。以下6特別会計について申し上げます。国民健康保険特別会計につきましては、当初予算額7億3,974万3千円であり、前年対比1,108万5千円、1.5%の減であり、療養給付費等の減によるものであります。国民健康保険病院事業会計につきましては、収益的収入、資本的収支を合わせて当初予算額は7億7,120万2千円であり、前年対比1,343万3千円、1.7%の減であります。その要因は資本的収支の備品購入の減であります。簡易水道特別会計につきましては、当初予算額1億5,254万6千円であり、前年対比2,497万4千円、19.6%の増であり然別湖畔地区及び東瓜幕地区簡易水道事業整備の増によるものであります。下水道特別会計では、当初予算額は3億6,096万6千円であり、前年対比4,272万6千円、13.4%の増であり、然別湖畔浄化センター機器更新の事業費増によるものであります。介護保険特別会計につきましては、当初予算5億997万1千円であり、前年対比1,243万4千円、2.5%の増であり、介護サービス負担金及び貸付金償還金の増によるものであります。後期高齢者医療特別会計につきましては、当初予算8,703万円であり、前年対比35万7千円、0.4%の増であり、広域連合納付金の増によるものであります。全会計では当初予算総額112億3,745万8千円であり、前年対比20億6,097万3千円、22.5%の増となります。以上で議案第19号、鹿追町一般会計予算及び第20号から第25号までの6特別会計予算につきまして一括ご説明申し上げます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

お諮りします。本案については、議長を除く10人の委員で構成する平成31年度鹿追町各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して会期中の審査にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。本案について平成31年度鹿追町各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して会期中の審査とすることに決定いたしました。ここで暫時休憩いたします。再開は2時45分とします。2時50分とします。訂正させていただきます。2時50分といたします。

休憩 14時36分

再開 14時50分

○議長（埴淵賢治）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

平成31年度鹿追町各会計予算審査特別委員会の結果についてを報告いたします。委員長、副委員長の互選が行われ、委員長には安藤幹夫委員長、副委員長には武藤敦則副委員長が互選されました。日程は、3月14日、18日、19日とし、開会時間は午前9時30分からそれぞれ行われることに決定をいたしましたので併せて報告をいたします。

日程32 議案第26号 認定こども園しかおい外構工事請負契約について

○議長（埴淵賢治）

日程32、議案第26号、認定こども園しかおい外構工事請負契約についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第26号は、認定こども園しかおい外構工事請負契約についてであります。下記のとおり契約を締結したいので地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるといたしまして、契約の目的は、認定こども園しかおい外構工事であります。契約方法は指名競争入札でありまして、指名業者は、三井組・北日本・タカノ・健勝経常建設共同企業体、川田工業株式会社、宮坂建設工業株式会社、大成建設株式会社札幌支店、株式会社ネクサス、西江建設株式会社、萩原建設工業株式会社、以上7社を指名し、宮坂建設工業株式会社及び大成建設株式会社札幌支店が辞退したため、5社により2月22日に入札いたしました結果、入札金額を2億2,334万4千円といたします三井組・北日本・タカノ・健勝経常建設共同企業体、代表者、鹿追町南町1丁目24番地、株式会社三井組、代表取締役、三井福成氏が最低入札者となりましたので、現在仮契約を締結中であります。なお落札率は96.3%であります。以上、認定こども園しかおい外構工事請負契約についてを

ご説明申し上げました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第26号を採決します。
この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（埴淵賢治）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会をいたします。

散会 14時55分

平成31年第1回鹿追町議会定例会会議録

1 議事日程第 2号

日時 平成31年3月13日(水曜日) 午前10時00分 開 議

場所 鹿追町議会議場

日程 1

一般質問

8番 狩野 正雄 議員

3番 畑 久雄 議員

1番 山口 優子 議員

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員(11名)

1番 山口 優子 議員

2番 武藤 敦則 議員

3番 畑 久雄 議員

4番 台蔵 征一 議員

5番 加納 茂 議員

6番 上嶋 和志 議員

7番 川染 洋 議員

8番 狩野 正雄 議員

9番 吉田 稔 議員

10番 安藤 幹夫 議員

11番 埴渕 賢治 議員

4 欠席議員(なし)

5 本会議に説明のため出席したもの

町 長 吉田 弘志

農業委員会会長 菊池 輝夫

教育委員会教育長 大井 和行

代表監査委員 野村 英雄

6 町長の委任を受けて説明のため出席したもの

副 町 長 松本 新吾

総務課長補佐兼総務係長 津川 修

企画財政課長	渡辺雅人
町民課長	菊池光浩
福祉課長	佐々木康人
農業振興課長	菅原義正
商工観光課長	富樫靖
建設水道課長	櫻庭力
子育てスマイル課長	松井裕二
ジオパーク推進室長	黒井敦志
瓜幕支所長	城石賢一
病院事務長	平山宏照
消防署長	内海卓実
会計管理者	葛西浩二
企画財政課財政係長	武者正人

7 教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席したもの

学校教育課長	草野礼行
社会教育課長	浅野悦伸

8 農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席したもの

事務局長	檜山敏行
------	------

9 議会事務局職員出席者

事務局長	坂井克巳
書記	高瀬俊一

平成31年3月13日（水曜日）午前10時00分 開議

○議長（埴淵賢治）

これから本日の会議を開きます。

日程1 一般質問

○議長（埴淵賢治）

日程1、一般質問を行います。質問の通告がありますので、順次発言を許します。8番、狩野正雄議員。

○8番（狩野正雄）

ただ今、議長のお許しをいただきましたので通告に従い一般質問をいたします。標題は、「合同納骨塚（墓）の整備について」であります。要旨を述べます。少子・高齢化、核家族の進行は経済環境の不安やさまざまな社会環境にも変化が現れてきております。そんな状況の中、墓地に対する意識も多様化しており、終活として墓じまいを考えている人もいと聞きます。墓じまいをした人に聞くと「子どもや孫が遠くに生活しており、この先、親戚筋にも負担をかけたくない」との理由を話されました。また、別の人からは「帯広や他の町では共同墓や共同供養墓を設置するところもあると聞くが、鹿追町ではどうなのか」ということもありました。死者や先祖の尊厳を守り、安らかな眠りを祈ることのできるお墓のあり方について質問いたします。1、合同納骨塚（墓）の整備について意向調査をする考えは。2、合同納骨塚（墓）整備にかかわり、仏教会など宗旨宗派の意向を聞くなど環境調査をする考えは。以上です。

○議長（埴淵賢治）

答弁、吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

ただ今、狩野議員からは「合同納骨塚の整備について」、質問をいただきましたので順次お答えをさせていただきます。お話のとおり近年は、少子高齢化や核家族化によりまして、お墓を取り巻く環境は変化をしてくれております。承継も含めてお墓の維持管理が困難な状況にある人、あるいはさまざまな理由によって墓じまいする人、お墓の建立や寺へ納骨ができないまま、自宅に置いてお骨を保管をしている方等々さまざまな状況、環境によって近年はそうした墓に対する管理等々も含めて不安を抱えている人がいらっしゃるわけがあります。その解決の方法として、お話の「合同墓」の設置が近年進んできていることも事実であります。ある民間の調査によりますと、「合同墓」を設置しているのは、道内179

町村の中で19の自治体で今、そうしたものを設置をしているということでありまして、十勝管内では帯広市が今現在そういう状況にあるというふうに承知をしているところであります。さて、1点目のご質問について「合同納骨塚の整備について意向調査をする考えは」ということではありますが、このことについてはやはり時代の要求ということも考えておりますのでそのあり方等について研究調査をしてみたい。このように考えております。2点目の「合同納骨塚の整備に関わって、仏教会など宗派のですね意向等々聞く考えがあるか」ということでもありますけれども、これもやはり今現在、合同墓地を設置している他自治体の設置の経過、あるいは仏教会等々、宗旨宗派等々の学会との協議をしてみたいと考えているところであります。また寺院においては、永代貸し付けをしている墓地を返還し、遺骨を納骨堂に移す、いわゆる改葬や永代供養を含めた合葬がですね可能であり、宗派・宗教等々ですねこれらに対する永代供養を設けている寺院もあるやに承知をしているところであります。今後そうした関係の方とですね十分協議をして、ご質問に答えるべく検討してみたいとこのように考えておりますので、今後ともよろしくご指導いただきますようお願いを申し上げて答弁に代えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（埴淵賢治）

再質問ありますか。狩野正雄議員。

○8番（狩野正雄）

この問題はやっぱり現代のそういう流れかなというふうにも感じます。私もこういうことを聞かれたのを機にですね、十勝管内のそういった例を調べたり見て回りました。確かに帯広なんかは中島霊園にそういうありましてですね、そんなに華美ではないけれども、非常に市民のことを考えているなというふうにも感じました。また町内ではですね、瓜幕の浄教寺でもそういう檀家さんのそういうお互いにこれからお参りしていこうという意思なんでしょうね。そういうものを浄教寺でも作られているということが分かりました。やはりこういう今の状況の中ではですね、将来にわたってそういう親戚だとか孫だとか子どもだとか、そういう人たちにやっぱり憂いを残しておきたくないということの考え方が出てきたのかなというふうに感じます。だからそういうことも考えたり、また、鹿追に以前住んでいたとか、鹿追にかかわりのあった方などそういうことで眠りは鹿追で、という希望もこれから出てくるのではないかと。そういう人たちもうちの町は受け入れてあげますよというような考え方もこれからあるかなというふうに思います。すぐには結論は出ない

かもしれませんが、これからの問題としてこういう将来の不安を少しでも無くすような施策というか考え方を皆で考えていきたいなというふうに思います。ぜひそのへんよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（埴淵賢治）

よろしいですか。

○8番（狩野正雄）

終わります。

○議長（埴淵賢治）

これで狩野正雄議員の質問を終わります。3番、畑久雄議員。

○3番（畑久雄）

それでは一般質問をさせていただきます。議長の了解を得ましたので、標題、観光会議ということでこれについてお尋ねしたいと思います。要旨、平成29年9月定例会において、わが町の地域資源を代表する教育、農業、観光を全面に掲げ、来町者増加に向けて、町や議会、商工会、農協、教育機関等関連する団体が集まって協議会を設置することを提案しましたところ、「来訪者増加に向けた関連団体による協議会の設置は、積極的にスピーディに考えたい」また「一過性に終わらず、息の長い地域振興を目指すには、人材、担い手育成を意識し、時間をかけて行いたい。民間の活動に光を当て、応援することが大事で、関係者の課題や目標の共有が重要。組織が積極性を持ってPRすることが、鹿追町発展に不可欠」と述べられました。それから1年余り経過いたしました。この厳しいときこそ3本柱に知恵を出し合い、町の発展につないでいくことが重要であり、本腰を入れて取り組みが必要と考えます。継続されております事業がいろいろありますが、なかなか先が見えてこない状況にあり、日々努力されていることと思いますが、この「観光会議」を名ばかりで終わらせず、来町者増加に向かってがんばっていただきたいと考えます。以下3点についてお尋ねいたします。1、観光会議の動向について、2、今後の取り組みについて、3、現在の状況など、情報の共有について、よろしくお願ひいたします。

○議長（埴淵賢治）

あの2項目続けて。

○3番（畑久雄）

追加質問ということでお尋ねいたします。標題、長年目標の図書館造りについて。要旨、町民の方々が待ち望んでいます図書館の拡充について、ようやく新図書館建設検討委員会

が設置され、連携を図りたいと述べられております。学校教育、また、社会教育等に欠かせない重要な施設であります。大型事業が続き、とうとう最後になりつつありますが、早急な方向付けが必要ではないでしょうか。財政の問題もあるでしょうが、町民の知識の向上につながる重要な施設というものと考え、以下3点についてお尋ねいたします。1、建設検討委員会の人員は何名でしょうか。2、予算・規模・内容・場所・時期などのお考えは。3、委員会の経過内容についてお聞かせください。

○議長（埴淵賢治）

答弁、吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

畑議員からは、「観光会議について」として、3点ご質問をいただきました。さらに追加質問として「図書館の建設等々について」のご質問をいただきましたので、順次お答えをさせていただきます。まず、観光会議について、3点についてのご質問であります。1つ目の観光会議の動向についてであります。畑議員から平成29年9月定例会において来町者増加に向けた協議会設置の提案を受け、翌月の10月18日に「しかおい観光会議」として来町者と直接係わる実務担当者を構成員に北海道宝島旅行社の社長による講演会を開いたところであります。また、平成30年8月31日には、十勝総合振興局長をお招きをして事例を交えながら「観光による地域づくり」についての講演会を開催をしております。本来であれば、三井局長の講演会の後に、参加のご案内をいたしました産業厚生常任委員長をはじめとする各関係諸団体の方々から、「しかおい観光会議プレミーティング」を9月に予定をしておりました。そういうことで即、これらの内容を詰めるべくです。予定をしていたところでありますけれども、ご案内のように同月の6日未明に発生をした胆振東部地震等による停電がありまして、その意見を聴取をできなかったというのが実態でありまして、そのままです。今日に至っているところであります。従って「しかおい観光会議」につきましては、今後の鹿追の観光にとって大きな役割を果すものと考えておりますので、できるだけ早い時期にです。開催をしていきたいと考えているところであります。2つ目の今後の取り組みでありますけれども、「しかおい観光会議」を開くにあたりまして、過去2回の講演会を踏まえ、「昭和の観光からの脱却」、「稼ぐ観光地づくり」、あるいは3月4日に開催された「日本遺産シンポジウム」ではですね、「行政主導の施策から、地域事業者の提案によるボトムアップ」というお話もあり、行政と事業者と力を合わせて観光振興、さらには地域振興を図らなければならないと考えているところであります。また、先

月には鹿追中学校で授業の中で、いわゆる将来の鹿追町に対するですね生徒からのご提案もいただいたところでございます、これらを含めて今後取り組んでいきたいとこのように考えているところであります。3つ目の現在の状況など、情報の共有についてでありますけど、現在の観光客の入り込み等々については、ご案内のように糠平・然別湖等々の道路が破壊をされたということもあって非常に落ち込んでいるというのが実態であります。かつては地震前はですね80万を超えるところまで到達をしていたわけでありましてけれども、今現在については、60万を少し超えているということまで落ち込んでおりますけれども、だんだんと回復をしてきているということも言えるというふうに考えております。次に、道の駅につきましても、売上げの落ち込み等々について心配しておりましたけれども、5月のサクラの開花時期と10月の紅葉時期にはですねバスの立ち寄りが非常に多くて増加の方向にあるというふうにも理解をしているところであります。商店街においてもですね9月の停電によって影響がありましたけれども、これもですね前年を上回っているという状況でありまして、厳しい中ではありますけれども非常にいい方向に向かっているというふうに思っております。さらに鹿追・糠平線が今年の4月26日に開通するというところであります。災害前のように大自然の中を然別湖から糠平まで楽しむ来訪者で賑わいをですね取り戻すよう願うものでありまして、その先駆けとして開通日の前日、4月の25日でありまして、開通を記念をしての自転車での然別・糠平間の線ですねイベントを今、有志が計画をしているということでありまして、こうしたことをですね頻繁にできるように進めてまいりたいというふうに考えております。以上3点についてお答えをさせていただきましたけれども、加えていうならば、来訪者が平成29年度の71万7千人、最高がですねこれまで81万4千人を超えていた。さらには私の目標としては、やはり100万人を近い将来、実現をするということでの観光事業の取り組みをしてまいりたいというふうに考えております。それからもう1つ、今現在、然別湖の宿泊施設としてのスペースであります、1件のホテルが休業してかなり時間が経っております。これについてはご案内のような外国資本による日本人の経営ということでのホテルがですねできるやに聞いておりましたけれども、残念ながら海外資本の導入がですね円滑に実施できなくなったということで、また現在は新しい業者との交渉をしているということでございますので、これにつきましてはまた情報があり次第ですね議会にも開示をして進めてまいりたいとこのように考えているところであります。

次に、長年の目標である図書館造りについて、ご質問をいただきました。これについても3点に及んでいるわけございまして、順次お答えをさせていただきます。図書館の充実、地域の文化を測るバロメーターで、住民の生活と教育水準の向上を推進するものであり、畑議員がおっしゃられるように、町民の知識の向上につながる重要な施設で、本町におきましても多くの町民が図書館の整備を待ち望んでいると私も承知をしているところでもあります。そこで、1点目の「検討委員会の人員は何名でしょうか」についてですが、検討委員は現在14名で、その構成は教育関係者、図書館関係団体、施設利用者、学識経験者の9名と、一般公募によります5名をもって委員会を設置をしたところでもあります。次に2点目の「予算・規模・内容・場所・時期等」についてでありますけれども、今後検討委員会で検討がされることとなりますので、もうしばらくその内容についてはですねお待ちをいただきたいというふうに考えております。やはりどういう内容のものを造っていくかについては、今後そうした委員会と十分お話を聞いて、その上で積み上げていきたいというふうに考えております。次に3点目の「委員会の経過内容について聞かしてください」についてですが、3月7日に第1回の鹿追町新図書館建設検討委員会を開催をして、委員の皆さんに委嘱状の交付等をさせていただきました。そして検討内容について答申をいただきたいということで考えているわけでもあります。今後、委員の皆さんのご意見をいただいて新しい図書館の建設にかかる基本方針やサービス内容、そして施設計画・管理運営等についての調査内容を進めてまいりたいと考えているところでもあります。いずれにいたしましても小さなお子さんから成人、そして年配の方たちがですな気楽に利用できる内容の充実をした図書館にすべく広くご意見をいただきながら、同時に議会の皆さま方のご指導もいただきながら進めてまいる所存でありますのでよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（埴淵賢治）

畑議員、再質問、観光会議に触れてありますか。はい、どうぞ。

○3番（畑久雄）

非常に時間がかかりながらも何とか進めておられるかと存じますけれども、非常に大事な一番観光ではレベルの高い会合だと思っております。そういう中でやっぱり主導権をもってやっていただかなければならないという会合だと思います。実は観光会議そのものが本当にしっかりしておればね60万が70万、80万といくんではないかと私の考えですけれども、途中、地震やらブラックアウトやらいろいろと自然災害がありましたけれども本当

にやっていただきたいなとそういう考えであります。本当に町長としてね20年、本当にご苦労いただいておりますけれども、目標に掲げたものを解決していく。その努力がほしかったなと私は思います。観光だけじゃなく教育、農業等含めた中の非常に難しい中ではありますけれども、しかしそれはこの町のトップをいく人たちが集まってやっぱりどう運営していくのか。どうPRしていくか。そういうことにもつながることですので、本当にそのへんのことが大切だと思います。実際、観光会議そのものが取り組み始めてわずかですけれども、始めから目標というとおかしいですけれども、何事にも目標を定めて行うことが大事ではないでしょうか。また、先ほど来、現況の情報の共有ということでお話ありました。私はある、何ていいますか。本所あるいは支所だとかというところに出向いて今の鹿追のいろんな事業の現況というものがどうもその人たちには分かっていない。分かっているのは課長さん以上の方々みたいのようで、例えば役場の正面に今日はどういう会議があるかという程度のことは書いてありますけれども、今現在、バイオガス発電機がどれだけ回っているとか、何キロワットになっているとか、そういうこともないし、ましてやサツマイモ、チョウザメ事業がねどういうふう回転しているとか非常にそういうことが町民の耳に聞こえてこないんですね。ですから町民も毎月の議会報告やら鹿追の広報誌を見てもなかなかそういう問題が出てきていないんですね。非常にさみしいんではないかと私は思います。そういったことがせめて情報を得ることは大変でしょうけれども担当課長、それぞれ皆、担当されておりますのでせめて半月に1回くらい、知らせていい情報もあるでしょうけれども、悪いのもあるでしょうが。だけれどもやっぱり町民の関心があることは知らせて、町民とともに考えていただく。また、そういうことをやれば町民も広い意味でいろいろな面で協力してくれる。意見も出されるということをお考えになっていただいて、そういう情報の共有というを私は言いたいのであります。確かに難しいかもしれません。例えば瓜幕のバイオを見ても野菜作りをしますけれども、いつの間にか1回全滅して、また今、植え直しております。それも見に行っ初めて分かりました。しかしそうでなくて、現状、今こういうことやっているよということを知らしめていくことが私たちの役目だと思います。議会においてもそういうことが多々ありますけれども、そういうその情報の共有ということが大事なことで町民の協力も得られるし意見も聞ける。我々も別な委員会のことも頭に入れて考えられる。そういうこともあります。しかし、ましてや課長さん方、職員の皆さんもねそういうことになるんだろうと思うんで、ぜひそういった面で情報の共有ということをお願いするので、そのへんのことについてお答え

いただければと思います。後のことは後でよろしいですか。図書館のことは。

○議長（埴淵賢治）

議員の言われたとおりです。どうぞ、答弁お願いいたします。

○町長（吉田弘志）

いろいろご意見を交えてご指導をいただきまして感謝をしております。私も力不足で目標を立ててもですねそのとおりにはいかなかった部分も多々あったかと思えますけれども、ある程度ですね私は計画をしているものについてはその問題の発生時点の時期、そして時間ですね。それまでの、実現までの時間等々踏まえて急ぐべくものからどんどんと進めていたつもりであります。限られた予算の中で多くですねニーズを押さえて健全な財政を保持をしながら遅れることなく積極的に運用を図っていく。そして事業を進めていく。そういうことでやってきたつもりでありますけれども、この評価はねこれはあのそれぞれいただくのは結構だというふうに思っておりますから、私もそのお話についてはしっかりと受け止めて私の実現できなかった分については、ご案内のように新しい町政がまた引き続きあるわけでありますから、申し送りをしてまいりたいというふうに考えております。お話の中で観光会議が実現をしていけばですね全てがうまくいくようなお話がございました。しかし私はこの観光会議というのがね、いくら逆立ちをしてですねいい宣伝をしたからといって、それじゃあ観光がどんどん伸びていくか。私はそういうふうには考えておりません。やはりその町に魅力があるかないか。これはPRとかではなくて、実際に来た人がですね私は失望しない、それだけの受け皿ができているかどうかということだと思っております。ですから畑議員もおっしゃったように議会も町も、それから事業者も一体になってねやっぱりその魅力づくりをしていく。分担をしていくことだろうというふうに考えています。何よりも大事なものが私は事業者がですね、どれだけ自分の事業に魅力があるものですね提供できるか。受け皿になることができるか。これが重要だというふうに考えております。ですからこの観光会議というのは言ってみればそうした受け皿となるべきものですねしっかりと育てていくということが大きな役割というふうに考えておりますので、今後そうしたことも踏まえてこの観光会議等々についての早急なですね活動の展開をしてまいりたい。それから情報の共有、これは当然であります。しかしこの情報の共有についてもやはり行政だとかそういうところがなければねやるのではなくて、やはり魅力あるものが口コミなり今のいわゆるネットを利用しての宣伝の方法もあります。そしてそれに魅力を感じればどんな広いところからでもね訪れてくれる時代でありますし、あるいはインバ

ウンド、こういう問題もやはり誰かがどれをすればではなくて、皆がそういう方向での進め方をもっていけばですね必要というふうに考えておりますから、そういう意味で情報の共有が図れるように、広報等々ではですね、私は各事業についてもかなり内容濃くお話をさせていただいたつもりでありますけれども、不足であればですね、不足だということがありますから、さらにやっていきたい。加えて議会等にもね方法があるわけがありますからそうしたことをぜひとも取り上げて、執行者のほうで不足の部分についてはぜひともお願いをできればですね、町民に対するアピールも色濃くできるのではないかとこのように考えておりますから、よろしくお願いを申し上げて答弁に代えさせていただきます。

○議長（埴渕賢治）

はい。どうぞ。

○3番（畑久雄）

観光会議が全てということは私は言ってないんです。やはり一番上部の団体のご意見というものを主力においてそれによって動いていく。そういうことも必要であってそれがまだなかなか開かれていないという状況であります。ですから本当に大事なことではないかということをおは言いたかったんであります。ましてや情報の共有というのは、例えば然別湖の開通が4月からだということが町民は分かっておるんでしょうか。意外と知らない人が多いんですね。それはネットで見ればそういうことも書いてあるかもしれません。だけが見れない人もおります。やはり役場だとか支所だとかそれぞれの出先機関にねそういう情報を流しておく。そしてそれを掲示しておく。それによって知っていただくそういうことの第一歩だと思うんですね。ですからそういうことぜひやっていただきたいなという考えで申し上げたところでありまして、その点について、もう1度。

○議長（埴渕賢治）

吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

できるだけ早くですね、開通等についてのお話はさせていただきたいというふうに考えております。ただこれはね開通をさせる許可はまだ出ているわけではないんですね。冬季間は北海道によって今閉鎖されていますから、それが何月何日ということでも明確に町に対してですね連絡が来ているわけではありません。従ってそれでも遅いんだというふうにおっしゃられればねそうかもしれませんけれども、いずれにしてもできるだけ早くですね何らかの方法で開通しますというお話をさせていただきたい、このように考えております。

○議長（埴淵賢治）

観光会議に触れて再質問ありますか。はい、どうぞ。畑議員。

○3番（畑久雄）

では追加質問ということ。

○議長（埴淵賢治）

2項目めに入ります。よろしいですよ。図書館造りについてですね。どうぞ。

○3番（畑久雄）

2項目めの図書館造りということでお尋ねいたします。本当に町民の方々が待ち望んでおりますので執行方針の中では町長をはじめ教育長が述べられたとおり検討委員会と連携してやるとおっしゃられております。さてその検討委員会、いつ頃設立されて何名ぐらいの組織でしょうかということ、先ほどちょっと町長と14名でそれぞれの内容をお尋ねしました。また2番目には予算とか規模、内容、場所、時期などはちょっとしばらくの間はちょっと委員会を開かないと分からないということでもあります。本当にこれは重要な施設であり、もっとも住民の方々が欲している施設の1つであります。町長、今期で終わりますけれども、今後についての方向付け、次期に繰り越されることになりましたけれども何と申しますか今の心境をお伝えいただければと思います。

○議長（埴淵賢治）

答弁、吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

私の心境でありますけれども、図書館はねおっしゃられるように私は重要な施設だというふうに思っております。そして社会教育の手法の中でね、私は今いろんなインターネット等々、AI含めてその情報の関係については電波というかね、そういうものを利用してのものが多いのでありますけれども、やはり文字をですね、やっぱり人間の脳裏の中に留めていく。これについては本を読むこと。そしてその中から得られものというのは極めて大きいというふうに考えていますから。できるだけ早くこれは造ってほしいなというふうに思っております。私のこの20年間の中でね実現することはできませんでしたけれども、しかし常にこれは何とか新しい図書館というものがあればというふうに思っておりました。しかし時間的に財源的にやはり優先するもの等々があつてなかなか今日までできなかったわけでありますけれども、おっしゃられたとおり課題としては大きなものだというふうに考えておりますのでしっかりと引き継ぎをしてまいりたいとこのように考えております。

よろしくお願いいたします。

○議長（埴淵賢治）

畑議員、どうぞ。

○3番（畑久雄）

それについて図書館のみの造りじゃなくて複合的な施設造りという中に図書館を含むのか。これは検討会議でこれからの課題でしょうけれども、場所についても本当に重要なことだと思います。何とか町民が利用しやすいことを第一にして充実した施設になりますことをお願いしたいと思います。本日ね課長さん方お集まりでございますので、ぜひそういった吉田町長のご意向もあるでしょうし、また町民の意向もこれから出てくるでしょう。十分ご意見をお聞きいただいてそれに添うような図書館造りをぜひしていただきたいと思います。回答いりません。はい。どうもありがとうございます。

○議長（埴淵賢治）

これで畑久雄議員の質問を終わります。1番、山口優子議員。

○1番（山口優子）

議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして2項目、一般質問をさせていただきます。「鹿追高等学校の看護科併設について」、ご答弁は町長にお願いいたします。平成26年1月、鹿追高等学校看護科誘致期成会を設立以降、地方における医療環境問題を少しでも解消すべく、町民の皆さまからの署名活動や、関係機関への要請活動など、積極的な誘致活動を実施してきました。鹿追町議会においても、平成27年11月の第5回臨時会において、議員発議による「地方における看護師不足解消に向けた看護師養成施設等の早期整備を求める決議書」を全会一致で可決しました。また、平成28年5月11日、町民ホールにて「看護科併設を求める総決起大会」を開催し、多くの町民の皆さまに参加していただきました。その後も先進地視察や、北海道知事等関係者への要請活動を続けてこられましたことに、町民の一人として感謝を申し上げます。鹿追高等学校の看護科併設について、これまでの誘致活動の総括をお伺いいたします。

2項目め、「患者輸送バスの利用促進について」、高齢社会が進む現在、高齢者や障がい者の移動手段の確保は地域の重要な課題となっています。鹿追町においても、「高齢者等社会参加促進事業」で、免許返納者に対してタクシー券の助成を行ったり、患者輸送バスの事業を行なって高齢者の移動手段の確保に努めていただいています。1、患者輸送バスの事業について、利用状況をお伺いします。2、患者輸送バスは町民誰でも無料で利用す

ることができ、民間のバス会社が走っていない路線がカバーされており、とても利便性の高いバスだと思います。しかし、ほとんどの町民はこのバスのことを知らないようです。

「患者輸送バス」という名前なので、ほとんどの町民は「病院行きのバスで自分には関係がない」と思うようです。そこで、このバスの名称を変えてはどうでしょうか。「コミュニティーバス」や「町民無料バス」、「しかおいバス」などの名称にして、町民が誰でも利用できるという点をもっとアピールしたほうが良いと思いますが、いかがでしょうか。3、高齢者や障がい者だけでなく、学生にとってもバスの利便性は重要です。このバスのことを知っていれば、長期休みの時に利用したいと思う学生も多いと思います。町のホームページのどこにも、この患者輸送バスのことが載っていませんし、広報誌に時刻表を載せるなど、もっとPRしたほうが良いと思いますが、いかがでしょうか。以上3点、町長のお考えをお伺いします。

○議長（埴淵賢治）

答弁、吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

山口議員からは「鹿追高等学校の看護科併設について」と題してのご質問をいただきました。加えて、「患者輸送バスの利用推進について」ということでもありますので、順次お答えをさせていただきます。地方においては現在、急速に進行する人口減少、過疎化、少子化、少子高齢化など多種多様な課題を抱えながら、基幹産業の振興や少子化対策、教育の振興、医療・福祉施策の充実など、魅力あるまちづくりに向けて、国の地方創生の施策と一体となったさまざまな取り組みを進めているところであります。しかしながら特に地方の医療環境は、医師や看護師不足が常態化をし、地域医療におけるその深刻度は極限的と言っても過言ではありません。北海道における看護師の現状は、条件の良い都市部の病院へ集中し、地方では常々人材不足に悩み、このことから地方の医療過疎を生み、地方病院の経営を圧迫している状況にあり、急速に対策を講じなければ近い将来、地域医療の崩壊につながると考え、これらの課題を少しでも解消し、地方における地域医療を担う人材を地方で育成することが地域の医療環境改善につながるものであることから、特色ある教育として国際姉妹都市カナダ・ストニイプレイン町への短期留学事業や、幼小中高一貫教育を進め「夢がかなう高校」として位置付けられ、その充実した内容が高く評価されている鹿追高等学校に5年制の看護科の誘致を進めるべく平成26年1月、町・議会・町内主要団体等で構成される「北海道鹿追高等学校看護科誘致期成会」を設立をいたしまして、今

日まで積極的な誘致活動を展開してまいりました。設立後、期成会では町内署名活動を実施し、あるいは管内全市町村長及び市町村議会議長の賛同を得て、さらに平成28年5月には町民ホールにおいて「鹿追高等学校へ看護科併設を求める総決起大会」を開催し、約650名の参加をいただいた中、大会決議を行い、北海道知事・副知事・北海道教育委員会教育長・地元選出国會議員・北海道議會議員などこれまで行なってきた多方面への誘致要請・協力要請は150回を上回っております。また、十勝管内19市町村で構成をする十勝活性化推進期成会の重点要望事項として決定され、北海道町村会からも地域課題として理解を得て、地域の熱い思いをもって誘致活動を続けてきたところでございます。平成27年2月に期成会から知事へ看護師不足の実情を申し上げたところ、十勝圏域における看護師等状況調査を繰り上げて実施をしていただいた結果、4年前でありますけれども、272名の看護師が十勝管内で不足をしているという結果が出ているところであります。さらに平成27年11月には、看護師育成の先進地である鹿児島県の5年制一貫校の視察を行いまして、教員の確保、生徒の確保、実習施設など手配等々の内容を調査し、その内容を北海道教育委員会へ報告いたしまして、教員の年齢条件、看護師の経験年数の軽減などの進展につながったところでございます。北海道教育委員会が鹿追高校への看護科併設の可能性については、少子化による生徒の減少、看護教員の確保、実習環境の整備などを問題視していることに関しまして、十勝の看護師不足の状況、高等学校での看護師育成の優位性、管内病院との連携による実習環境の確保などを訴えまして、将来の地方医療の改善及び地方創生の観点からも、その必要性について粘り強くお話をさせてきたところであります。しかしながら、残念ながら道教委の今現在の厚い壁をですね、破ることはなかなかできなかったというのが現状であります。昨年12月に再度、高橋知事に対しまして要請を行なった際に、この段階でも知恵を絞って検討しましょうという回答をいただいたところでございます。その後ですね、昨年の6月に北海道教育委員会に就任された新しい教育長とお話をさせていただきまして、その中で鹿追高校に5年制の看護学校を併設することは短期大学を設置することと同様という考えを、今、道は思っていると。そうなると道教委だけの考えで設立することはできない。文科省等々の許可も必要になってくることからですね、非常に難しい問題であると。そしてなおかつ時間も相当かかるであろうというお話がございました。その時にですね、道教育長のお話の中にですね、看護学科ということではなくて、今の普通科等々の中にコースとしての位置付けをすることもひとつの方法ではないかというようなお話もございました。私としてはこの提案をですね受け止め

て、鹿追高校が今の普通科2間口、在籍の状況を見ると、必ずしも80人の生徒がですね、将来ともに確保できるかということになると、非常に難しい私は状況に段々なりつつあるというふうに考えた時にですね、道教育長のお話をしっかりと受け止めてゼロではない本町がこれまで考えてきたことと融合させることによって、何らかの良い方向を生み出していこうという考えに至ったところであります。私はそのことを持ち帰ってですね、1月21日、期成会の役員会を開催をして、この内容等についてお話をし、了解をいただいたところであります。また、1月には国・政府・自民党は少子化や私立高校の人気を受けて、都道府県立高等学校の統廃合が進行する現状からですね、進学者等の7割を超える高校普通科の抜本的改革として「画一的なカリキュラムを柔軟に見直して、専門性の高い学科とすることを柱とした各校の独自色を高め、生徒が明確な目的をもって学べる新学科や専門コースを導入する」という狙いから、文科省令などを改正して、2021年度からですね、これらの導入を目指したいという方針が出されたところであり、町の今現在の考えている方向についても私は合致するというふうに考えておりました、鹿追高校に医療看護学科のコース制を導入することができればですね、他校との差別化が図られて、看護系の大学、あるいは専門学校とも連携をしてですね、生徒の出口、これをしっかりと確保する中で、医療コースの充実を図ることができれば鹿追高校の魅力もさらに大きく膨らんでくるのではないかというふうに考えているところであります。今後におきましても、引き続き町議会・教育関係機関・関係諸団体及び町民皆さまのご理解とご協力をいただきながら、町として鹿追高校にとって最良の方向性を見出し、地域医療への貢献とさらなる教育環境の充実を努めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをしたいというふうに考えております。

○議長（埴淵賢治）

次に1項目めの看護学科、その総括について今答弁いただきましたが、ここで暫時休憩をとりたいと思います。よろしくお願ひします。

○町長（吉田弘志）

それでは1点目の答弁のみでまた後でね、させていただきます。ありがとうございました。

○議長（埴淵賢治）

それではここで暫時休憩とさせていただきます。再開は11時15分といたします。

休憩 11時04分

再開 11時15分

○議長（埴淵賢治）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。答弁、吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

追加質問をいただきました2点目の「患者輸送バスの利用促進について」ということについて3点に及んでおりますので、順次答弁をさせていただきます。本町における公共交通サービスについては、町内及び町外への足となっております民間事業者による地方路線バスがございます。さらに町で運行しております、主に市街地と農家地区を結ぶ「患者輸送車」は昭和39年からでありますけれども、と、昭和43年から実施をさせております「スクールバス」、これは学校統合に伴ってですね、実施をさせているわけでありますけれども、それに加えて町独自の助成制度といたしまして、民間事業者の路線バス利用に対する「高齢者通院助成」、これは平成13年から実施をしております。及び平成26年からは「子ども地方路線バス利用助成」、さらには平成27年度から「高齢者等社会参加促進事業」による「タクシー券の助成」を行い、特に高齢者などの町内の交通弱者に対して移動手段の確保を図り、社会参加を促進をすることによりまして、暮らしやすいまちづくりを進めているところであります。ご質問にありました「患者輸送バス」について、町民皆さまがどなたも移動手段として利用のできる交通網の形成を図りながら、常に利用者の居住地区などの状況に即した運行により、地域住民の皆さまが不自由を感じずに生活をしていただけるよう努力をしているところでございます。1点目の「患者輸送バスの事業についての利用状況」についてであります。現在2台のバスで4路線を運行しております。瓜幕・東瓜幕線、美蔓・上然別線、幌内・上幌内線、中鹿追線。瓜幕・東瓜幕線については、平日では毎日運行し、その他の3路線は週3回の運行となっているところであります。利用状況についてであります。瓜幕・東瓜幕線の平成29年度の1日平均の利用者数は20名前後でございます。平成30年度2月末の利用状況は約15名前後で推移をしております。若干減少傾向にありますけれども、通院・通学・その他買い物などの外出に利用されているところであります。またその他の3路線につきましては、1回の利用が3名程度ということになっているところであります。これについても先ほどほとんどの人が知らないからというようなお話がございましたけれども、使用している年数等々も考えますと、知っていてもですね、利用されないという方がやっぱりかなりいらっしゃる。やはり自分の運転で移動することがお元気な高齢者が多い中でですね、そういう方がいらっしゃる。

帯広鹿追間のバスを見てもですね、あの大きなバスに乗っている人というのは本当に数人しか乗っていないという現状から考えますとですね、必ずしも私はPRの不足ということとか知らないということだけの問題ではないというふうに考えているところであります。2点目の「患者輸送バスの名称変更をしてはどうか」ということでありますけれども、これについてはですね、患者輸送ということの名称を使うことによって、厚生労働省のへき地医療対策補助金等々を得ておりますのでね、これらについてこの名称を変えてもそういうことが可能かどうかについて、今後調査検討をさせていただいて、変えることができればですね、これはもっと分かりやすいような、親しまれるようなそういうものに変えることについては結構かというふうに考えておりますので、検討させていただきたいというふうに考えております。3点目の「利用に向けてのPRについて」であります。先ほども若干申し上げましたけれども、やはりこの交通便に対する要求というのは、自分が利用しやすいどれだけの利便性のあるですね交通網が整っていくかということに私はあるのではないかというふうに考えておまして、そういう意味ではタクシー券等々ですね、をもって本町は高齢者の足の対策を打っておりますけれども、これらのことについては一層ですね、充実をさせていくことによっていわゆる高齢者等々が抱えている問題の解決に役立っていくのではないかというふうに考えておまして、この患者輸送という方法も先ほど申し上げたように、非常に少ない利用ということを考えますとですね、今のタクシー券の利用の方法をさらに増やす方法もですね経済的な面、大型バスを走らせるよりもですね、良いのではないかということで、今担当のほうにはそういうお話も検討するように話をしているところであります。ただ、スクールと兼ねておりますから、スクールバスと。そういうことも考えると、どうしてもこのバスが何台かは必要になってくる、民間に委託をして実施をするということもこれは可能ではないかと。経済的な問題、そして利便性、そして利用の増を図っていくということの観点からですね、十分検討させていただきたいと、このように考えておりますので、今後ともご指導いただきますようお願いして答弁に代えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（埴淵賢治）

山口議員、看護学科の併設についての質問ありますか。どうぞ。

○1番（山口優子）

詳しくご答弁をいただきました。ありがとうございました。高校については、鹿追に限らずどこの高校も大変今厳しい状況に置かれていることは十分理解しております。新教育長、

北海道の新教育長のご提案を受け入れてコース制というものも検討していくと、看護コースというふうに打ち出すんだったらまだ実績が出ない数年の間はこのコースに入った時のメリットですね、病院での実習ですとか受験対策ですとか、そういうことをどのように打ち出すかという、町長もおっしゃっていましたがけれども、他校との差別化、出口の確保というのが私も重要な課題になってくると思います。期成会をはじめとする町民の皆さまと今後知恵を出し合って、町民皆で考えていかなければいけないのかなと思いますけれども、町民の皆さまへの説明される機会などお考えでしょうか。

○議長（埴淵賢治）

吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

この内容についてはね、いずれもう少し道と詰めた段階で、その可能性について説明をしたいというふうに考えているところでありますけれども、今、即ですね、今の段階での内容の説明については予定はしておりません。

○議長（埴淵賢治）

今の件については再質問ありますか。次に移りますか。それでは2項目めの患者輸送について、質問あれば山口議員どうぞ。

○1番（山口優子）

こちらについても詳しくご答弁いただきました。平成27年度に上士幌町で行われた調査なんですけれども、65歳以上の町民における移動に関する意向調査というものがありまして、それによりますと自家用車運転時に不安や危険を感じる、または時々不安や危険を感じると答えた町民の方が合わせて69%で、その一方で免許返納の時期は自分で判断したいという方が80%、日常的に運転をしなくても免許は返納しないという方が7%いらっしゃいました。さらに免許返納後の外出回数頻度の予想については、外出の機会が減るだろうとした人が71%という意向調査の結果です。これらのことから、高齢期において免許を返納することが活動的な生活を制限する要因になりうるというふうに言えるかと思います。ただ、高齢者による自動車事故のリスクが高まっているという現状に、運転をすることに不安を感じているという高齢者の方も多くいらっしゃいます。鹿追町も含め、このあたりの地域では、車が無くても生活ができる都市部とは違うので、免許返納ありきということで考えるのではなくて、公共交通等の代替移動手段の利用を増やしていくという対策が求められていると私は思います。鹿追町も上士幌町も自家用車は生活の必需品と

なっていますし、自家用車による移動というのを前提とした生活様式なので、この調査結果は大変鹿追町においても参考になると思います。先ほど町長は患者輸送バスの存在は知っていても自分の車で利用したほうが便利なので、知っていても利用はされないのではないかというふうにおっしゃっていましたが、私はほとんどの方はまず知らないということが、何人かに伺ったところ結構知られていなかったもので、知らない人も沢山いらっしゃるということと、乗れるということを知っているというだけでも、実際に乗らなくてもそういうものがあるんだということを知っているだけでもセーフティーネットとして町民の方の安心につながっていくかと思うので、PRは必要だと思います。そういうことも含めて今後町内においても調査研究、また改善も必要かと思うんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（埴淵賢治）

答弁、吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

高齢社会でね、長寿、しかも長寿ということになってくると、今おっしゃったような課題、問題はだんだんと高まってくるというふうに思います。従ってそれに伴って交通事故等もですね、新聞を見るたびに何歳、高齢者というふうに、そういう表現で高齢者がやり玉に上がっているというか、そういうことが事実というふうに思っておりますけれども、ある統計によるとね、必ずしもそうではないよと、若い人も相当の数で事故は起きているというお話であります。ただ、身体的なやっぱり機能低下というか、そういうことによつて起こしているのはやはり高齢化によるものが多いというふうに私も承知をしているところであります。これについては本町としてはですね、やはり閉じこもりだとかそういうことから起きてくる弊害等々も考えると、やはり高齢といっても社会参加を大いにやっていただくということが元気で長生きという秘訣ではないかというふうに考えておりますから、改めて私は何%ぐらいがどうかということでは、必ずしもそうではないと思っておりますけれども、必要があれば調査をさせていただきたいというふうに思っているところであります。いずれにしても、やはり利便性だとかそういうことがですね一番要求されている。本町でも農村地区、それから町の中でもデマンド交通等々も考えて非常に大きな予算、補助金もありましたけれども、をもってですね、やった時期もありました。しかしその結果ですね、これもやはりそのニーズに必ずしも応える方法ではないというふうに考えまして、タクシー券を交付をするという方向に結論付けたわけでありまして、その後はです

ね、ほとんどその交通等々についての困ったというお話は正直言って私の耳にはあまり届いていないような気がしております。言ってくれないのかもしれませんが。ただもう少しです、農村地域についてはやはり奥の方から来ると1回に必要とする金額、これでは正直言って少ないというお話は受けているところでもありますから、私はそういう財源を増やす方法としても今の行なっている方法をもう1回見直すと、先ほども申し上げましたけれども、見直して、そして廃止をするものは廃止をして、新たにどこかを充実をさせてですね本当に住民の方が喜んで使えるような、そういうような内容にしていこうということで、これもう検討に入っていますから、ぜひともその検討した結果をもってですね、皆さま方のさらなるご意見もいただきたいと、このように考えているところであります。PRが不足ということについては、さらに分かりやすくPRはしていきたいというふうに思っております。答弁に代えさせていただきます。

○議長（埴淵賢治）

再度質問ありますか。山口議員。

○1番（山口優子）

検討、再検討いただける、見直しをしていただけるということなのでよろしくお願いたいんですけども、もちろんタクシーの方が便利、それはおっしゃるとおりなんですけど、免許返納ありきではないあり方というのを考えていただきたいなと思います。愛称というか名称なんですけれども、やはり患者輸送バスという名前がどうしても貨物輸送のようなイメージがありますし、患者と限定しているので一般の方は乗りづらいかと思います。2015年の12月に畑議員さんの一般質問の中でもこの名前ことは触れられていたんですけども、先ほど厚生労働省の補助金の関係でとおっしゃいましたけれども、内部の資料には患者輸送バスでも良いんですけども、町民の皆さまにお知らせする時には別の呼び名というか、呼称があってもいいのかなと思います。学生さんにとってもですね、バスの利便性というのはすごく重要でして、先月の2月22日に鹿追中学の3年生の総合的な学習の時間「鹿追町未来への提案、プレゼンテーションによる発表会」というのを見学させていただきました。私を含めて6人の議員が見学に伺いました。中学3年生が5、6人ずつ10個のグループに分かれてプレゼンテーションを行っていたんですけども、その中で私は4つのグループの発表を聞きました。観光振興ですとか、観光客や親子連れを鹿追町に呼び込むためにどうするか、鹿追町を活性させるためにどうするかという提案が中学生から出ていました。そのための提案としてですね、バスの利便性を向上させる、

バスの本数を増やす、バス停を増やすというのが説明を聞いた4グループの中から4グループ中3グループありました。それは私にとっては少し意外で、私も普段は車でしか移動しないので。ですから学生にとってのバスという移動手段の重要性をそこで再認識いたしました。ですので、高齢者の方もそうですけれども、小学校も高学年ぐらいになればバスに乗りますし、高校生ぐらいまでについてのニーズ調査というのもしてみてもいいと思いますが、いかがですか。

○議長（埴淵賢治）

吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

お話は子どももですね、言ってみれば交通難民というか、足がなければ移動ができないというね、そういうことだなというふうに思っておりますけれども、これについては私は子どもにとって車というのはどれだけ成長の上でバスだとかそういうものに乗って移動しなければならぬ環境がどれだけ高められればいいのか、これも私はやはり子どもたちもいろんな環境、いろんなものを見たり聞いたり見聞を広める意味においても常にどこにでも行けるという環境というのは非常に望ましいと言えるのか、あるいはその辺は必ずしもそうではないのではないかと、私はこのことについては非常に難しい問題だなと、この教育的にもそれじゃあ利便性を図ってどんどんやる。都市なんかは公共交通があれだけ充実していますから、子どもでもどんだどこにでも行けるという環境にあるわけでありましてけれども、子どものやはり生活の実態としてどこまでやっぱり車のことについても限られた財政の中で考えていくべきなのか、これ非常に私は高度な判断が必要ではないかというふうに考えておりますので、今後ですね、またご指導いただきながらどうしたらいいのか考えさせていただければありがたいというふうに思っております。以上であります。

○議長（埴淵賢治）

山口優子議員。

○1番（山口優子）

分かりました。PRの点についてですけれども、ホームページのことについてちょっと全ての課長さんに聞いていただきたいなと思うんですけれども、鹿追町のホームページを検索、何か言葉を検索しようとする時に、例えば患者輸送バスのことがどこにも載っていないんです。なので、そういう患者輸送バスが走っているよという話を聞いた人も調べようがないんです。ホームページにその言葉が出ていないと。検索をかけた時にですね、所

属を入れて、所属をプルダウン形式で選んで、それから検索ワードを入力するという形になっているんですけども、所属を選択する時に間違った所属、課を選択すると何も出てこない仕組みになっているんですよ。例えば、つながり活動助成金について検索したいと思います。つながり活動だから福祉課かなと思って福祉課・つながり活動と入れると何も出ません。つながり活動は企画財政課なんですけれども、企画財政課・つながり活動と入れても何も出ないんですね。これで企画財政課広報広聴係・つながり活動と入れないと何も出てこないという仕組みになっていますので、これちょっと改善していただきたい。役場職員とかでしたらこの事業は何課が所管しているということが分かるんですけども、一般町民の方にとってはその事業がまず何課が所管しているのかを調べたいと思うので、ちょっとこの順番を逆か、またはこの所属を選択するという部分は必要ないかなと思いますので、それぞれの課長さん方にもホームページのその検索の部分どういう仕組みでつながっているのかっていうのをもう一度ちょっと見直していただきたいなど、これはお願いですけれども思います。よろしく申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

答弁いただきますか。

○1番（山口優子）

はい、お願いします。

○議長（埴淵賢治）

答弁、松本副町長。

○副町長（松本新吾）

今、山口議員さんのほうからですね、鹿追町のホームページについてご指摘がありました。私もですね、リニューアルしてから何度かその辺の内容についてですね、時間をかけて検索しやすくなったかなっていうことでは見ましたが、今所属ですとかですね、係名入れて単語、キーワードを入れなければ検索できないっていうことについてはですね、今お聞きしましたので確認した上でですね、もしキーワードだけで検索できないようであれば早急にですねシステムの改修をしなければならないなというふうに考えていますのでよろしくお願いいいたします。

○議長（埴淵賢治）

山口優子議員。

○1番（山口優子）

すみません、補足をしますと所属を選択で何も選択しない場合はキーワードだけで出てくるんです。何か違う課を選択したり、違う係を選択してしまった場合は何も出てこないなので、課の選択の部分が要らないかなというところなんです。なのでひとつキーワードだけでも検索に引っかかるということは補足させていただきますが、ぜひ使いやすいようなシステムに見直していただきますことと、せっかくやっている患者輸送バスのような良い事業なので、ホームページにちゃんと時刻表なり路線図なり載せてPRしていけば利用したいという人も私はいらっしゃると思うので、その辺も含めてよろしくお願ひしたいと思ひます。以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（埴淵賢治）

答弁、よろしいですね。これで山口優子議員の質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会いたします。

散会 11時43分

平成31年第1回鹿追町議会定例会会議録

1 議事日程第 3号

日時 平成31年3月19日(火曜日) 午前10時00分 開 議

場所 鹿追町議会議場

日程 1 所管事務調査報告

[総務文教常任委員会]

日程 2 所管事務調査報告

[広報広聴常任委員会]

日程 3 所管事務調査報告

[議会運営委員会]

日程 4 発委第 3号 鹿追町議会改革の継続についての決議

日程 5 議案第 3号 鹿追町国際交流センター平成館設置条例の制定について

[総務文教常任委員会報告]

日程 6 議案第 19号 平成31年度鹿追町 一般会計予算について

日程 7 議案第 20号 平成31年度鹿追町国民健康保険特別会計予算について

日程 8 議案第 21号 平成31年度鹿追町国民健康保険病院事業会計予算について

日程 9 議案第 22号 平成31年度鹿追町簡易水道特別会計予算について

日程10 議案第 23号 平成31年度鹿追町下水道特別会計予算について

日程11 議案第 24号 平成31年度鹿追町介護保険特別会計予算について

日程12 議案第 25号 平成31年度鹿追町後期高齢者医療特別会計予算について

[平成31年度鹿追町各会計予算審査特別委員会報告]

日程13 議案第 27号 平成30年度鹿追町一般会計補正予算(第9号)について

日程14 同意第 1号 鹿追町教育委員会教育長の任命について

日程15 同意第 2号 鹿追町固定資産評価審査委員会委員の選任について

- 日程16 諮問第 1号 人権擁護委員候補者推薦について
日程17 諮問第 2号 人権擁護委員候補者推薦について
日程18 委員会の閉会中の継続調査申し出について

2 本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

3 出席議員（11名）

1番 山口 優子議員	2番 武藤 敦則議員	3番 畑 久雄議員
4番 台蔵 征一議員	5番 加納 茂議員	6番 上嶋 和志議員
7番 川染 洋議員	8番 狩野 正雄議員	9番 吉田 稔議員
10番 安藤 幹夫議員	11番 埴渕 賢治議員	

4 欠席議員（なし）

5 本会議に説明のため出席したもの

町 長	吉田 弘志
教育委員会教育長	大井 和行
代表監査委員	野村 英雄

6 町長の委任を受けて説明のため出席したもの

副 町 長	松本 新吾
総務課長補佐兼総務係長	津川 修
企画財政課長	渡辺 雅人
町民課長	菊池 光浩
福祉課長	佐々木 康人
農業振興課長	菅原 義正
商工観光課長	富樫 靖
建設水道課長	櫻庭 力
子育てスマイル課長	松井 裕二

ジオパーク推進室長	黒井敦志
瓜幕支所長	城石賢一
病院事務長	平山宏照
消防署長	内海卓実
会計管理者	葛西浩二
企画財政課財政係長	武者正人

7 教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席したもの

学校教育課長	草野礼行
社会教育課長	浅野悦伸

8 農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席したもの

事務局長	檜山敏行
------	------

9 議会事務局職員出席者

事務局長	坂井克巳
書記	高瀬俊一

平成31年3月19日（火曜日）午前10時00分 開議

○議長（埴淵賢治）

これから本日の会議を開きます。ここでご報告をいたします。菊池輝夫農業委員会会長が欠席する旨の届出がありました。以上で報告を終わります。本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

日程1

所管事務調査報告

○議長（埴淵賢治）

日程1、所管事務調査報告を行います。総務文教常任委員長から所管事務調査報告書が議長に提出されましたので報告を求めます。加納茂総務文教常任委員長。

○5番（加納茂）

今期の所管事務調査の報告であります。所管事務調査報告書、本委員会は、下記のとおり所管事務調査を実施したので報告いたします。調査期間、平成27年6月19日から平成31年3月19日までであります。調査項目、地方創生と人口減少問題について、幼・小・中・高教育問題について、関係公共施設の整備状況と利用状況について、その他所管に関する事項について、報告書は記載のとおりであります。調査項目、調査場所は記載のとおりでありますのでお目通しを願います。それでは考察を読み上げまして報告いたします。地方創生と人口減少問題について、この問題は、全国的に大きな課題であり、調査したどの自治体もさまざまな方法で難問に取り組む状況が見受けられた。富山県氷見市では人口減少を想定し、町の無秩序な拡大防止と公共機関の効率的な配置を軸としたランド・デザインを制定した。東川町と東神楽町では、旭川市に隣接する好条件もありベッドタウンとして大規模な分譲事業で定住が促進され人口増加に転じたが、分譲が終了した近年においては、人口が微減してきている。各町村においては、移住定住者の定着を目指した施策を展開しており、東川町では写真甲子園の開催による交流人口の増加や外国人留学生の受け入れを行うため日本語学校を創設する等、新たな視点での施策を推進している状況も見受けられた。全国の人口は、都市は濃く狭く、地方は薄く広い状況の中、人口の偏在が解消されるためには相当の年月が必要であり、少子高齢化、一極集中の解消等、解決しなければならない問題は山積している。国に対しその施策を積極的に展開していくことを求めるとともに、我が町もその流れを食い止めるための方策を講じていかなければならない。今後、住民から幸せを感じるような手厚い福祉政策が求められるのは必然であるが、町の特性、特徴を活かしたまちづくりが必要である。（2）幼・小・中・高教育問題について

て、本町の幼小中高一貫教育は、既に定着しており他にはこの例はないが、コミュニティ・スクールはどの地域でも積極的に取り組んでいる状況にあった。三笠市では、小中一貫教育とコミュニティ・スクールを併用し地域住民を巻き込んだ特色ある教育が実践されていた。地域の維持、活性化には幼少期からの子供教育がいかに大切か、そして地域を理解するうえでもコミュニティ・スクールの果たす役割は大変大きいものであり、本町も始まったばかりではあるが、より一層の充実と内容の高度化が求められる。(3) 関係公共施設の整備状況と利用状況について、今期の調査で特徴ある施設として、氷見市では、閉校した高校の校舎を改造し市役所庁舎として使用していることは特徴的であった。市長の政策に基づいたものであるが工事費はかなり縮小されたとのことである。各種公共施設の配置についても人の流れを考慮したランド・デザインにマッチしたものである。また、主に重点を置いたのが図書館の施設と利用状況である。視察したそれぞれの自治体では比較的新しい施設が整備され、本棚の高さ、採光等、機能を最大限に発揮できる仕組みや工夫がされていた。管理運営の面でも図書司書の適正な配置等により学校図書室との十分な連携、読書通帳の発行等、各施設で特徴的な取り組みがされていた。また、郷土博物館を併設し、学芸員を配置しているところもあり、子供たちが地域の歴史や文化を学習する場所として今後の町の活力、活性化につながるものとする。本町の図書館整備にあたっては、大勢の町民が利用できる多目的な施設として検討していく必要である。以上であります。

○議長（埴淵賢治）

以上で総務文教常任委員長からの所管事務調査報告の件は報告済みといたします。

日程 2

所管事務調査報告

○議長（埴淵賢治）

日程 2、所管事務調査報告を行います。広報広聴常任委員長から所管事務調査報告書が議長に提出をされましたので報告を求めます。武藤敦則広報広聴常任委員長。

○2番（武藤敦則）

広報広聴常任委員会の4年間の所管事務調査報告を申し上げます。本委員会は、下記のとおり所管事務調査を実施したので報告いたします。調査期間、平成27年6月19日から平成31年3月19日、調査項目、(1) 議会広報紙の発行について、(2) まちなか会議の開催について、報告書については以下のとおりです。調査・考察、調査につきましては、(1) 議会広報紙発行について、(2) まちなか会議開催について、記載のとおりでございますのでお目通しをいただきたいと思います。最後、考察の朗読をもって報告に

代えさせていただきます。議会基本条例の精神である住民との対話、住民とともに進める改革の進展を目指した。広報部門では年4回の議会だよりの発行と、同じく年4回のミニ広報の発行により、より分かりやすい紙面の構成等、より読みやすく、より親しんでもらえる広報紙を目指し、部員一丸となって編集にあたってきた。広聴部門では全議員が対応し、「議会報告会」「各地域老人会」「まちなか女性会議」「まちなか青年会議」等、各年齢層と意見交換し、それぞれの意見を検証、調査、検討し町への提言を行い、行政へ反映することができた。議会報告会は参加人数の減少と毎回の参加者が固定化され、若者、女性の参加が少ないという課題があった。議会報告会の回数を減らし、年2回にする等の試みを実施したが、半年に一度では情報が多くなることや、情報が遅くなる等の意見を受け年4回に戻した。今後、このような状況を打開するために、議会全体で問題解決の方策を探っていかなければならない。新たな行政課題の発掘のためにも、より多くの町民とのまちなか会議が、広報広聴委員会として今後も重要であると意識するべきと考察し、この件の所管事務調査の最終報告とします。以上です。

○議長（埴淵賢治）

以上で広報広聴常任委員長からの所管事務調査報告の件は報告済みといたします。

日程3

所管事務調査報告

○議長（埴淵賢治）

日程3、所管事務調査報告を行います。議会運営委員長から所管事務調査報告書が議長に提出をされていますので報告を求めます。吉田稔議会運営委員長。

○9番（吉田稔）

所管事務調査報告書、本委員会は、下記のとおり所管事務調査を実施したので報告いたします。調査期間については、記載のとおりであります。調査項目、（1）議会の運営に関する事項について、（2）議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項について、（3）議長の諮問に関する事項について、報告者については記載のとおりであります。調査詳細につきましては記載のとおりでありますので、総合考察をもって報告とさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。本町議会は、住民との対話を重点とした議会活動を推進し、さらなる改革、活性化を目指すものである。本会議活性化への体制づくりについて、本会議の場は住民が傍聴しやすく、動画配信のシステムも備わっていることから、住民が議会活動にふれる最良の機会であり、本会議での積極的な議論により、予算等案件の課題等を住民に知ってもらうことが重要である。議員一人一人が住民の代表である

ことを常に認識し、議論を展開する必要がある。各委員会、全員協議会では案件を議員間でしっかり討議し、問題点を洗い出し、本会議での議論につなげていかなければならない。委員会代表質問の実施については、常任委員会での所管事務調査等を踏まえ、政策提言をしていくことが重要と考える。政務活動費の制度導入については、本町では平成23年5月から条例化により実施しているが、道内の町村においては144町村中16町村と実施が少ない状況下にある。これらのことを踏まえ、政務活動費は一層透明性を高めていく必要があると考える。政務活動は、公費が交付されての活動であることを常に認識し、住民から疑義が生じないよう一層努めていきたいと考える。倫理規程は、議員は町民の代表として誠実かつ公正に職務を行なっていくため制度化して取り組んできた。しかし、議員のなり手不足が全国的な状況の中、本町もその例外ではないことから活力ある人材が、議会に参画し議員として活躍できる環境づくりの一つとして規程を見直し緩和したが、議員は常に品位と名誉を重んじて、清潔で民主的な町政発展に寄与しなければならない。全国の市町村議会は議会改革を掲げ、多様な制度改革等を行なってきた。本町も議会基本条例を制定し、住民に開かれた議会、住民参加を推進する議会を目指し、取り組んできたところである。議会改革は、時代にあった住民ニーズにより、柔軟に対応することが求められるが、議会自らが作り上げた制度改革、理念等であることを常に意識し、安易な制度の変更や廃止等をする事なく、多角的な視点で検証を行い、変更等が必要な場合は、住民に対し十分な説明責任を果たしていく必要がある。さらなる議会改革はこれからも積極的かつ継続的に行なっていかなければならない。以上報告をさせていただきました。

○議長（埴淵賢治）

以上で議会運営委員長からの所管事務調査報告の件は報告済みといたします。

日程4 発委第3号 鹿追町議会改革の継続についての決議

○議長（埴淵賢治）

日程4、発委第3号、鹿追町議会改革の継続についての決議を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます、吉田稔議会運営委員長。

○9番（吉田稔）

鹿追町議会改革の継続についての決議について、上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び第7項並びに会議規則第14条第3項の規定により提出をいたします。鹿追町議会改革の継続についての決議、要旨について申し上げます。本町議会は、町民の信託に応えていくために、議会基本条例を基に議会活動の義務化と情報開示により

可視化を行ってきた。本会議における議論の活発化を推進することで、住民に対し行政施策の効果や課題の情報を提供できると考える。そのためには、議員一人一人が住民の代表であることを常に意識し、議論を積極的に展開しなければならない。このことを実行するため、各委員会、全員協議会において議員間での十分な討議を行い、課題を明確にし、本会議での活発な議論へとつなげていく必要がある。まちなか会議等により、住民との対話を重点とした議会活動を推進し、議会改革、活性化を次のとおり継続していくことが重要である。1、議会基本条例に沿った公正な議会活動の実施について、1、住民との対話を主とした議会活動の推進、2、本会議での活発な議論による施策の効果、課題等の明確化、3、政務活動における調査研究によりその成果を提言、立案できる体制づくりの構築、2、議員のなり手を確保するための環境整備について、1、適正な議員報酬のあり方、2、議員の社会保障整備、3、議員選挙における選挙公営制度の拡大、議会改革の継続について上記のとおり決議する。以上であります。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより発委第3号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（埴淵賢治）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程5 議案第3号 鹿追町国際交流センター平成館設置条例の制定について

○議長（埴淵賢治）

日程5、議案第3号、鹿追町国際交流センター平成館設置条例の制定についてを議題とします。本案については、3月5日の本会議において総務文教常任委員会に付託され、審査を終え、報告書が提出されております。総務文教常任委員長の報告を求めます。加納茂

委員長。

○5番（加納茂）

委員会審査報告書、本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告をいたします。審査日、平成31年3月7日、審査結果、事件の番号、議案第3号、件名、鹿追町国際交流センター平成館設置条例の制定について、審査の結果、原案可決であります。以上で報告を終わります。

○議長（埴淵賢治）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第3号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（埴淵賢治）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程 6	議案第19号	平成31年度鹿追町一般会計予算について
日程 7	議案第20号	平成31年度鹿追町国民健康保険特別会計予算について
日程 8	議案第21号	平成31年度鹿追町国民健康保険病院事業会計予算について
日程 9	議案第22号	平成31年度鹿追町簡易水道特別会計予算について
日程10	議案第23号	平成31年度鹿追町下水道特別会計予算について
日程11	議案第24号	平成31年度鹿追町介護保険特別会計予算について
日程12	議案第25号	平成31年度鹿追町後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（埴淵賢治）

日程6、議案第19号、平成31年度鹿追町一般会計予算について、日程7、議案第20号、平成31年度鹿追町国民健康保険特別会計予算について、日程8、議案第21号、平成31年度鹿追町国民健康保険病院事業会計予算について、日程9、議案第22号、平成31年度鹿追町簡易水道特別会計予算について、日程10、議案第23号、平成31年度鹿追町下水道特別会計予算について、日程11、議案第24号、平成31年度鹿追町介護保険特別会計予算について、日程12、議案第25号、平成31年度鹿追町後期高齢者医療特別会計予算について、以上7件、関連がありますので一括議題とします。以上の件については、3月5日の本会議において、平成31年度鹿追町各会計予算審査特別委員会に付託され審査を終え、報告書が提出されております。平成31年度鹿追町各会計予算審査特別委員長の報告を求めます。安藤幹夫委員長。

○10番（安藤幹夫）

平成31年度鹿追町各会計予算審査特別委員会審査報告書、本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。これより、事件番号、件名、審査の結果の順に報告をさせていただきます。議案第19号、平成31年度鹿追町一般会計予算について、原案可決。議案第20号、平成31年度鹿追町国民健康保険特別会計予算について、原案可決。議案第21号、平成31年度鹿追町国民健康保険病院事業会計予算について、原案可決。議案第22号、平成31年度鹿追町簡易水道特別会計予算について、原案可決。議案第23号、平成31年度鹿追町下水道特別会計予算について、原案可決。議案第24号、平成31年度鹿追町介護保険特別会計予算について、原案可決。議案第25号、平成31年度鹿追町後期高齢者医療特別会計予算について、原案可決。以上委員会の報告とさせていただきます。

○議長（埴淵賢治）

お諮りします。本案は平成31年度各会計予算審査特別委員会で慎重に審査されたものでありますので委員長に対する質疑と討論は省略し、各議件ごとに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。各議件ごとの質疑と討論を省略し、直ちに採決を行います。これより議案第19号、平成31年度鹿追町一般会計予算についてを採決します。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第20号、平成31年度鹿追町国民健康保険特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第21号、平成31年度鹿追町国民健康保険病院事業会計予算についてを採決します。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第22号、平成31年度鹿追町簡易水道特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第23号、平成31年度鹿追町下水道特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第24号、平成31年度鹿追町介護保険特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第25号、平成31年度鹿追町後期高齢者医療特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決されました。

日程13 議案第27号 平成30年度鹿追町一般会計補正予算（第9号）について

○議長（埴淵賢治）

日程13、議案第27号、平成30年度鹿追町一般会計補正予算（第9号）についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第27号は、平成30年度一般会計補正予算（第9号）となるものです。平成30年度一般会計補正予算（第9号）は次に定めるところによる、といたしまして、第1条は歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出にそれぞれ4,946万4千円を追加しまして、総額を87億2,113万9千円とするものであります。第2表は、繰越明許費の補正追加となるものであります。補正予算の内容につきまして、歳出、9ページよりご説明いたします。農林費、農業費、畜産業費の需用費、修繕料で中鹿追バイオガスプラント施設修繕で4,946万4千円の追加であります。次に歳入、前ページからご説明いたします。繰入金、基金繰入金、環境保全センター基金繰入金の環境保全センター基金繰入金で4,946万4千円の追加であります。次に第2表の繰越明許費につきまして、5ページよりご説明いたします。総務費、総務管理費の定住促進住宅建設奨励事業で9戸分の500万円、住宅用太陽光システム導入費補助で2戸分の40万円のそれぞれ繰り越し、衛生費、清掃費の十勝圏複合事務組合負担金で汚泥処理設備更新分として9千円の繰り越し、農林費、農業費の畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業でTMRセンター等建設分としまして、6億4,967万6千円の繰り越し、同じく先ほど補正をさせていただきました中鹿追バイオガスプラント施設修繕事業で4,946万4千円の繰り越し、同じく道営土地改良事業で担い手畑そう事業北瓜幕地区外2事業の合計で6,836万6千円の繰り越しであり

ます。繰越明許費の総額は7億7,291万5千円で財源内訳は国・道支出金は6億5,148万6千円、地方債が2,620万円、その他財源が5,138万4千円、一般財源が4,384万5千円となるものであります。以上、一般会計補正予算（第9号）についてご説明申し上げました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第27号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長（埴淵賢治）

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程14 同意第1号 鹿追町教育委員会教育長に任命について

○議長（埴淵賢治）

日程14、同意第1号、鹿追町教育委員会教育長に任命についてを議題とします。大井教育長から退出の申し出がありました。ここで退出を認めます。資料配布のため暫時休憩といたします。

〔暫時休憩〕

○議長（埴淵賢治）

休憩前に引き続き会議を再開します。提案者の説明を求めます。吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

同意第1号についてご説明いたします。鹿追町教育委員会教育長の任命についてですが、次の者を鹿追町教育委員会教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。記とし

て住所、[REDACTED]、氏名、大井和行、[REDACTED]生まれであります。大井氏については31年3月31日をもって任期満了でございます。ご本人履歴書等についてお手元に配布したとおりでありますけれども、ご案内のように非常に誠実、人格高潔ということで、平成28年から1期、教育長を務めていただきました。引き続き教育長として任命をしたいと考えるものでありますのでよろしくお願いを申し上げます。説明を終わります。

○議長（埴淵賢治）

お諮りします。人事案件でありますので質疑、討論を省略し直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。これから同意第1号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。本案は原案のとおり同意することに決定しました。ここで大井教育長入室のため暫時休憩といたします。

〔暫時休憩〕

○議長（埴淵賢治）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程15 同意第2号 鹿追町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（埴淵賢治）

日程15、同意第2号、鹿追町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。資料配布のため暫時休憩といたします。

〔暫時休憩〕

○議長（埴淵賢治）

休憩前に引き続き会議を再開します。それでは会議を再開いたします。提案者の説明を求めます。吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

同意第2号についてご説明を申し上げます。鹿追町固定資産評価審査委員会委員の選任

についてであります。次の者を鹿追町固定資産評価審査委員会委員に選任をしたいので、地方税法第423条第3項の規定によって、議会の同意を求めるものであります。住所、
[REDACTED]、氏名、大槻清隆、[REDACTED]生まれであります。ご本人の履歴書等についてお手元にお配りをしてありますけれども、昭和49年、道立帯広農業高等学校卒業の後、現在、笹川で農業をしている方でありまして、ここに経歴等登載のとおり、各種団体等の委員とされておりまして、非常に誠実、識見も豊かな方でございます。評価委員として適任と考えておりますので、よろしくご支援を頂きますようお願いを申し上げます。前任者につきましては、提案理由の中にもございますけれども、板垣敦夫氏が31年3月21日で満了する後任としての選任でございます。よろしくお願いたします。

○議長（埴淵賢治）

お諮りします。本案は人事案件でありますので質疑、討論を省略し直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。これから同意第2号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。本案は原案のとおり同意することに決定しました。

日程16 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（埴淵賢治）

日程16、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。資料配布のため暫時休憩とします。

〔暫時休憩〕

○議長（埴淵賢治）

休憩前に引き続き会議を再開します。提案者の説明を求めます。吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

諮問第1号は人権擁護委員候補者の推薦についてであります。次の者を人権擁護委員の候補者として推薦をしたいので、議会の意見を求めるものであります。住所、
[REDACTED]

○議長（埴淵賢治）

お諮りします。本案は人事案件でありますので質疑、討論を省略し直ちに採決したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。これから諮問第2号を採決します。

お諮りします。本案については適任ということでご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。本案は適任という意見を付することに決定いたしました。

ここで川染議員入室のため暫時休憩とします。

〔暫時休憩〕

○議長（埴淵賢治）

休憩前に引き続き会議を再開します。

日程18

委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長（埴淵賢治）

日程18、委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。総務文教常任委員長、産業厚生常任委員長、広報広聴常任委員長、議会運営委員長、基地対策特別委員長から会議規則第75条の規定によりお手元に配布のとおり閉会中の継続調査申し出がありました。

お諮りします。ただ今の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。以上で本日の日程は全部終了しました。ここで松本副町長から発言を求められておりますのでこれを許します。松本副町長。

○副町長（松本新吾）

貴重なお時間をお借りしまして、3月末をもちまして定年退職する職員の紹介をさせていただきます。櫻庭力建設水道課長です。

○建設水道課長（櫻庭力）

私、本年3月31日をもちまして退職をいたしますが、それに伴いまして議会出席がこの3月定例議会が最後となりますのでごあいさつ申し上げます。平成24年6月より農業委員会、建設水道課と6年10カ月にわたり行政説明員としてお世話になりました。鹿追町で取り組まれている事業全般においては常に先進的であり管内、道内の外、各方面から注目を浴び、その事業の一端に係われたことに誇りに思います。地方自治体に与えられている仕事、それに対する期待というものは極めて大きいものがございます。重要です。これからも行政、議会が一体となって鹿追町発展のために一歩ずつ、そして確実に進めていただければと願っております。退職後もこの生まれ育った鹿追町に身を置き、そして町民の方々に少し何かしらのお役に立ちたいと考えております。結びにあたり長い間、議員各位によりご指導いただき自分なりに成長できたかなというふうに感じております。今までいろいろお世話になりましたことに感謝申し上げお礼の言葉といたします。ありがとうございました。

○議長（埴淵賢治）

ここで町長から発言を求められておりますのでこれを許します。吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

平成31年第1回の定例議会閉会にあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。3月の5日より15日間にわたりまして開催をされました定例議会、本日をもって閉会されるわけでありまして議会議員の皆さま方には提案をさせていただきました全件について慎重にご審議を賜り、議決をいただきましたことについて衷心より厚くお礼を申し上げます。特に31年度の予算につきましては、骨格予算でありますけれども本町の歴史始まって以来の大型予算になったところであります。ご理解をいただきまして、これまた議決をいただきまして、感謝に堪えないところであります。私ども執行に当たるものは、議決された内容等に従い限られた予算をもって最大の効果を発揮して町民の付託に応えること、お誓いをするものであります。さて地方行政、先般本議会におきまして執行方針についても申し上げますけれども、本年は新天皇の即位により元号が変わり、翌2020年には東京オリンピックと本町開町100年を迎えるという極めて記念すべき年であります。先人が血のにじむような努力を重ね築きあげてきたわが郷土鹿追町は今日に生きるわれわれが責任をもってさらに躍動に満ちた希望溢れる大地に発展をして後世に引き継ぐ義務があるわけでありまして。これを実現するのは、町民一人一人の努力であること

は言うまでもありませんけれども、町民を代表して押し進めるのは議会であり、議決によって行われるわけでありまして、そしてそれを執行機関である執行者であり職員であり各条例委員の皆さん方であります。今年も統一選挙の年であります。議員各位におかれましては再度この選挙に望まれ必ずやご当選を果たされてますことをご祈念を申し上げる次第であります。勇躍鹿追町の発展のために引き継いで各位ご努力されますことを心からご祈念を申し上げるものであります。定例議会としては私も最後の定例でありまして、思い出深い議員生活、町長として20年努めさせていただきましたけれども、議員各位そして条例委員の皆さま方、職員の大変なご支援によりまして今日まで務めさせていただきましたこと、心から感謝を申し上げて、ごあいさつに代えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（埴淵賢治）

これで会議を閉じます。平成31年第1回鹿追町議会定例会を閉会します。

閉会 11時00分